



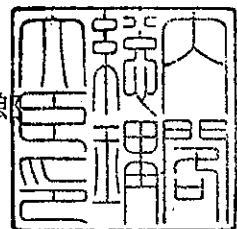
別記様式第1号

府経研第519号

平成21年5月13日

総務大臣
鳩山 邦夫 殿

内閣総理大臣
麻生 太郎



基幹統計の作成方法について（通知）

下記統計の作成方法について、統計法（平成19年法律第53号）第26条第1項前段に基づき、別紙のとおり、通知します。

記

国民経済計算

主管部課	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課	
事務担当者	植松 良和	電話 03（3581）0631 e-mail yoshikazu.uematsu@cao.go.jp

別紙

作成方法通知書

1 基幹統計の名称

国民経済計算

2 基幹統計を作成するために用いる情報

別添1及び別添2のとおり

3 基幹統計の作成に用いる情報の処理方法

別添1及び別添2のとおり

4 基幹統計の作成周期

毎年（一部項目は毎四半期ごとに速報を作成）

5 作成する基幹統計の具体的な内容

別添3のとおり

注1) 「2 基幹統計を作成するために用いる情報」及び「3 基幹統計の作成に用いる情報の処理方法」については、それらを記載している既存資料によって代替することができる。

2) 記述量が多いものについては、適宜、別紙にして差し支えない。

国民経済計算の作成方法

I SNA推計の体系

1. 年次推計の体系

我が国における『国民経済計算 (System of National Accounts, SNA)』の基本的な推計の流れは、次のとおりである。

(1) 財貨・サービスのフロー

a. 財貨・サービスの供給及び需要

産業によって生産される財貨・サービスの産出と需要先別配分については、コモディティ・フロー法（以下「コモ法」という。）を利用して推計する。コモ法における品目毎に求められる項目は、産出額、輸入、運輸・商業マージンであり、その合計として総供給額が導かれる。次に同額を『産業連関表』（総務省等、5年ごと）に基づく比率により経済活動分類における産業への中間消費と、家計最終消費支出、総固定資本形成、在庫品増加、輸出といった需要項目に配分する。

また、政府サービス生産者によるサービスの産出と需要先別配分、及び対家計民間非営利サービス生産者によるサービスの産出と需要先別配分については、コモ法によらず、各々財政推計、対家計民間非営利推計によって推計する。

b. 国内総生産（支出側）

以上の推計によって得られた家計最終消費支出、対家計民間非営利団体最終消費支出、政府最終消費支出、総固定資本形成、在庫品増加、輸出－輸入の合計が国内総生産（支出側）になるが、輸出・輸入に関しては『国際収支統計』（財務省・日本銀行、月次又は四半期ごと）を組替える海外推計により別途推計する。

c. 国内総生産（生産側）・国内総生産（分配側）

産出額は、付加価値法に基づく推計により、コモ法における品目の産出額をコントロール・トータルとする経済活動別財貨・サービス産出表（V表）において経済活動分類毎に推計される。また、中間投入額は経済活動別財貨・サービス投入表（U表）から推計される。このように、産出額から中間投入額を差引くことにより経済活動別の付加価値を推計し、その合計額として国内総生産（生産側）を求める推計方法は付加価値法という。

付加価値の構成項目（雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、補助金、営業余剰・混合所得）は経済活動別に推計される。（これらの項目の合計額として国内総生産（分配側）が推計される。）付加価値法推計の対象とする範囲はコモ法同様、産業に限られており、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の産出額、中間投入額、付加価値額及びその構成項目は、各々財政推計、対家計民間非営利推計によって推計される。

産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の付加価値を合計すると国内総生産（生産側）になる。

（2）所得のフロー

発生した所得の分配から使用までを5つの制度部門別（非金融法人、金融機関、一般政府、家計、対家計民間非営利団体）に、制度部門別所得支出勘定として記録している。経済活動別に推計された雇用者報酬、営業余剰、生産・輸入品に課される税、補助金を5つの制度部門に対応させるとともに、財産所得、経常移転の受払及び海外推計により推計される海外との雇用者報酬、財産所得、経常移転の受払を加えて所得支出勘定を以下のとおりに分割して作成する。

「第1次所得の配分勘定」では、各制度部門に該当する雇用者報酬、営業余剰、生産・輸入品に課される税、（控除）補助金に財産所得の受払を加えることにより制度部門別の第1次所得バランスを推計する。

「所得の第2次分配勘定」では、第1次所得バランスに税、社会負担・社会給付、その他の経常移転の受払を加えて可処分所得を推計する。

「現物所得の再分配勘定」では、可処分所得に現物社会移転の受払を加えて調整可処分所得を推計する。

「所得の使用勘定」は更に「可処分所得の使用勘定」と「調整可処分所得の使用勘定」に分割される。前者では、可処分所得から最終消費支出を差引くことにより制度部門別の貯蓄が推計される。一方、後者では、調整可処分所得から現実最終消費を差引くことにより貯蓄を推計する。両者の使用勘定から導出される貯蓄は同額である。

（3）蓄積と資本調達のフロー

総固定資本形成はコモ法によって推計される。一方、その構成要素である在庫品増加はいわゆる人的推計法によって制度部門別の推計が行われる。経済活動別の付加価値構成項目の推計時に推計された制度部門別の固定資本減耗を総固定資本形成から控除し、在庫品増加、別途推計される土地の購入（純）から成る「資産の変動」から資本移転の受払、所得支出勘定の貯蓄を差し引いてバランス項目である純貸出（+）／純借入（-）を推計し、制度部門別資本調達勘定の「実物取引」を作成する。

「金融取引」は、各制度部門の資産・負債種類別金融ストックの推計から導き出さ

れる制度部門別の資産・負債種類別金融フローから作成する。バランス項目は純貸出（+）／純借入（-）（資金過不足）である。

(4) ストック

ストックの推計は「期末貸借対照表勘定」及び「調整勘定」から構成されている。資産側には非金融資産と金融資産が記録され、負債側には金融活動に伴う負債が記録される。

各制度部門別に各種資産・負債を示す前年の期末貸借対照表勘定に期中の資本取引及び価格評価等の調整を加え最終的に期末貸借対照表を作成する。期末資産と期末負債の差額である正味資産がバランス項目である。

調整勘定は「その他の資産量変動勘定」、「再評価勘定」、「その他」に分割され「再評価勘定」はさらに「中立保有利得または損失勘定」及び「実質保有利得または損失勘定」に分割して推計される。

(5) デフレーターと実質化

デフレーター推計の作業は下位デフレーターの推計とインプリシット・デフレーターの導出の二つの段階に分かれている。

最初にコモ法における商品分類を統合した分類における「基本単位デフレーター」と呼ばれる価格指数を作成する。各需要項目の当該分類別に基本単位デフレーターにより名目値を除し、第二段階としてそれらを需要項目毎に積み上げて実質国内総生産（支出側）を作成する。GDPデフレーターは名目GDPを実質GDPで除することによって事後的（インプリシット）に求められる。

実質国内総生産（生産側）は、経済活動別に産出額と中間投入額をそれぞれ別々にデフレートし実質額を推計し、その差によって最終的に付加価値の実質額を求めていく。（ダブルデフレーション方式）

2. QE推計の体系

(1) QE推計の意義

国民経済計算は、国民経済の活動状況を多面的・総合的に表わす指標として作成されており、その作成にあたって経済実体を正確に反映するという「正確性」を要請されるとともに、景気判断の基礎として「速報性」も要請されている。

このような観点から、国内における経済活動の結果生み出される付加価値の総計であるGDP（国内総生産（支出側））や民間最終消費支出などの支出系列については、公表時期を出来るだけ早めるために、早期に利用できる基礎統計を用いて推計するとともに、

より精度の高い基礎統計の入手に応じて段階的に推計値を改定し、統計の「正確性」を一層高めていくこととしている。これらは、公表時期の早いものから順に、「速報」、「確報」、「基準改定」と呼ばれている。このうち、「速報」（「四半期別GDP速報」）はQE（Quarterly Estimate）と呼ばれている。

（2）QEの推計方法

QEにおいては、国内総生産（支出側）（GDP）と民間最終消費支出などの支出系列、及び雇用者報酬について四半期毎に作成する。

これらをまず「1次QE」として当該四半期終了後約1か月と2週間程度で公表している。さらに、当該四半期終了後約2か月と10日程度で、新たに利用可能となった基礎資料による改定を行い、「2次QE」として公表している。

QE推計では、確報推計などの年次推計と比べ、推計に利用できる基礎資料に制約があるため、需要側統計も用いて推計を行っている。一方、確報推計との親和性を高め、速報から確報への改定幅を小さくする等の観点から、確報推計の基本的な考え方を活かしながら供給側統計を用いた推計も行っており、需要側推計と供給側推計を総合して最終的な推計値を求めている。具体的には、確報推計時に行われるコモ法などにより求めた前年の実績値をベンチマークとして、『家計調査』（総務省、月次）、『四半期別法人企業統計』（財務省、四半期ごと）等の需要側統計や『経済産業省生産動態統計』（経済産業省、月次）、『特定サービス産業動態統計調査』（経済産業省、月次）等の供給側統計の前期比伸び率をもとに延長推計を行い、需要側推計値と供給側推計値を統合するという手法を採用している。

3. 改定の流れ

国民経済計算では、速報性と正確性とのトレード・オフの関係を考慮してQE推計・年次推計において定期的な改定を行っている。

年次推計は毎年末以降に、前年度、前曆年及び四半期の数値を「確報」として公表している。この際、前々年の確報値も改定し「確々報」としている。

結果として、四半期値は「1次速報」→「2次速報」→「確報」→「確々報」と改定され、四半期値の合計である年次値は「速報」→「確報」→「確々報」と改定される。

「基準（年）改定」は、3つの概念に分類される。基準年という概念には、①『国勢調査』（総務省、5年ごと）、『産業連関表』等重要な基礎統計の入手や新たな推計概念の導入を踏まえた名目値のベンチマークとなる年、②実質値・デフレーターにおける指數算式のウェイト統合の基準となる年、③デフレーター=100となる実質値の基準となる年、という3つの意味があり、①はその年の名目推計値が国民経済計算体系の基準値となるという意味で「体系基準年（benchmark year）」、②は「基準年（base year）」、

③は「参照年（reference year）」と整理される。

体系基準年の改定は、基礎となっている『産業連関表』が5年ごとに公表されるのに合わせて行われる。産業連関表以外でも『国勢調査』や『住宅・土地統計調査』（総務省、5年ごと）等の確報、確々報時では入手できない統計も利用される。また、固定基準年方式に伴う基準年の改定も、実質値の推計基礎となる価格の参照年の切り替えも行う。

II コモディティ・フロー法

1. コモ法の概要

(1) コモ法とは

コモ法とは、当該年における財貨・サービスの各商品の生産、輸出入、在庫増減等を把握して国内総供給側を推計し、これらの商品を流通段階ごとに消費、投資などの需要項目別に金額ベースで把握する方法である。

推計の流れは、まず商品毎の生産額あるいは出荷額をもとに、輸出入、在庫増減による調整を加えて、国内総供給額を求める。

次に、あらかじめ設定した流通経路において、最終的に各商品が中間需要向け（中間消費、建設向け）、最終需要向け（家計消費、固定資本形成）に需要されるかを金額ベースで推計する。

商品ごとの需要先別の比率を「配分比率」という。商品の流通段階で発生するマージン額や運賃も、マージン率、運賃率という形で、推計プロセスに組み込まれている。配分比率、マージン率、運賃率は、『産業連関表』を基に、流通段階毎に設定している。

コモ法推計は、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者を除く「産業」について、屑・副産物をも含む全ての商品ベースで行う。

商品の分類、配分比率、運賃率、マージン率などのコモ法の骨格の作成にあたっては、『産業連関表』に準拠している。

(2) 商品分類と流通経路

a. 商品分類

(a) 商品の細分化

コモ法は2000品目以上の細かい商品分類（コモ8桁分類。『産業連関表』や『工業統計調査』（経済産業省、年次）品目分類に準拠）を採用している。これは、需要先を推計する際に、商品ごとに固定化することによって、推計上生じる誤差を極力小さくするためである。

(b) 『産業連関表』に準拠

コモ法推計では、配分比率、運賃率、マージン率などを基本的に『産業連関表』から計算しており、8桁分類を統合したコモ6桁分類は『産業連関表』の部門分類に一致するようコード付けをしている。

ただし、コモ法においては、『産業連関表』の部門分類のうち、「建設」、「政府サービス生産者」、「対家計民間非営利サービス生産者」を除外している。

b. 流通経路

コモ法推計のために想定した流通経路は以下のとおりであり、コモ法の推計作業では、コモ8桁分類の商品をすべてこの流通経路により推計する。

まず、生産された商品は、生産者製品在庫、半製品・仕掛品在庫となる部分を除き出荷される。これに輸入を加え、輸出を差し引いて国内総供給額を得る。

国内総供給額を各需要先別に配分するに当たり、まず、卸売業を経由するものと、卸売業を経由しないで直接販売されるものに分かれる。後者の場合、取引に際して生産者販売運賃がかかる場合がある。

卸売業を経由するものについては、それぞれ卸売マージン、卸売運賃がかかって、更に小売業者に渡るものと、卸売から直接販売されるものに分かれる。

在庫に回る商品については、卸売在庫品増加が計上された商品のみ、運賃・マージンを仕入れと販売に分けて推計する。

小売を経由して売買されるものについては、それぞれ小売マージン、小売運賃とともに、小売在庫変動率がかかって配分される。

建設に配分される商品は、各々に建設業原材料在庫変動率がかかり、木造、非木造、建設補修、土木に分かれる。

なお、生産額については、出荷額から推計し、輸出については、通関輸出額から輸出運賃、輸出マージン、特殊貿易輸出を推計する。

2. 配分比率、運賃率、マージン率の推計

(1) 基準年次推計方法の概要

基準年次の配分比率、運賃率、マージン率の推計に当たっては、各商品の需要構造などの特性を念頭におき、『産業連関表』のデータを基礎に推計する。

推計の手順としては、『産業連関表』(産出表)をコモ法推計に必要な情報に整理した形に組替え、まず、「標準マージン率」を設定し、これと『産業連関表』(組替え表)にあらわれた各流通段階における各配分項目でのマージン率から流通段階別配分比率を決定する。

(2) 配分比率、運賃率、マージン率の変動

a. 配分比率の変動

家計最終消費支出の推計において配分比率の変動は、コモ法とは別に『家計調査』等を使用した人的推計値と相互にチェックをしており、両者の推計値を検討の上、一部の商品については人的推計値を採用している。例えば、電力、都市ガス、通信、郵便などの商品について人的推計値を採用し、逆算することによって変動配分比率を求めている。

b. マージン率の変動

コモ法推計を行った場合、推計過程において2種類のマージン額が推計される。一つは、個々の商品ごとに設定されたマージン率により推計されるマージン額で、これを全商品について合計したものを「商品別積上げのマージン額」と呼んでいる。

もう一つは、商業（卸売、小売）の生産額として推計されるマージン額で、これを「産業別積上げのマージン額」と呼んでいる。

コモ法では、産業別積上げのマージン額をコントロール・トータルとして、商品別積上げのマージン額を調整している。

商品毎のマージン率は、基準年次では『産業連関表』に準拠している。

商業の生産額（マージン額）は、『商業統計調査』（経済産業省、5年ごと）から卸売及び小売販売額を求め（『商業動態統計調査』（経済産業省、月次）により『商業統計調査』が公表されない年の延長推計を行い暦年ベースに補正）、これにマージン率を乗じることによって得る。

マージン率については、『商業統計調査』の公表年を推計し、公表されない年を『法人企業統計』から求めるマージン率により補正し推計している。

このようにして推計された2種類のマージン額は相当の差が出るのが一般的であるが、「産業別積上げのマージン額」の方が「商品別積上げのマージン額」より推計精度が高いとみなして、両者の差を各商品に割り振ることにしている。

c. 運賃率の変動

運賃額についても、個別商品にかかった運賃の合計額（商品別積上げ）と運輸部門の生産額（産業別積上げ）との2種類の運賃額が推計され、最終的には産業別積上げをコントロール・トータルとすることは、マージン額の推計と同様である。

各商品の運賃率の推計は、次のように行う。

生産から最終使用に至る過程で、各商品の単位（数量）当たり輸送距離はその流通過程に大きな変化が無い限り不变であるとみなす。したがって、各商品の輸送量1単位当たりの運賃額は基準年次の単位当たり運賃額を運賃指数で変化させたものに等し

いと考える。

3. 商品別出荷額の推計

(1) 基本方針

『産業連関表』の部門分類がコモ商品の概念、範囲の根拠となっている。そこで、コモ法の基準年の推計値が『産業連関表』の値にできるだけ近くなるような推計方法をとることとしている。また、推計を正確に行うために中間年次の計数が的確に得られるような基礎統計を採用している。

基準年次には、『産業連関表』と計数を一致させるため、コモ法の「8桁分類による商品別出荷額」を『産業連関表』の商品分類に統合した段階で、『産業連関表』に一致するように補正率を作成する。

その後、出荷額に補正率を乗じて、配分比率、運賃率、マージン率を用いてコモ法に基づく推計を行っている。

(2) 商品別推計方法の概要

a. 農林水産物

農産物については、『農林水産統計月報』、『生産農業所得統計』、『野菜出荷統計』、『畜産統計』などの農林水産省関係の月次又は年次諸統計を利用し、生産額を求め、在庫分の調整を行うことで出荷額を求める。

林産物については、原則として『産業連関表』の産出額をベンチマークとして、数量については、『特用林産物関係資料』、『素材林需給量統計』（農林水産省、年次）、価格については『企業物価指数』（日本銀行、月次）を利用して求める。

水産物については、『漁業養殖業生産統計』（農林水産省、年次）により魚種別生産額を求める。

b. 鉱業品及び採石

原則として、『本邦鉱業の趨勢調査』（経済産業省、5年ごと）を用い、品目別に出荷額を求める。

砂利、石材については、『産業連関表』の産出額をベンチマークとして、数量は関係団体の資料、価格は『企業物価指数』で延長推計する。

c. 製造業製品

原則として、『工業統計調査』を用いる。

確報推計時に利用できる『工業統計調査』は、日本標準産業分類（J S I C）4桁分類程度に統合された、「産業の出荷額」のみである。コモ法は、商品ごとの推計であ

り、その分類には『工業統計調査』における品目編が対応するため、産業編のデータから品目編のデータを推計する必要がある。

そこで、『工業統計調査（産業編）』における各産業の伸び率を当該産業に対応するコモ法の商品ごとの伸び率とすることにより推計する。コモ法では、単純に品目の伸び（被推計値）＝産業の伸び（『工業統計調査』（産業編）より）と仮定するのではなく、「V出荷方式」を取っている。

V出荷方式とは、前年の『工業統計調査』の調査票データを集計して、産業×品目の出荷額のマトリックスを作つておく。これに、当年の産業の伸びをそれぞれに掛けたる。さらに、品目側を集計して、当年の品目別出荷額を求めようとする方法である。すなわち、前年と当年の産業×品目の出荷額構成比が同じと仮定した推計方式である。

確々報推計時には、『工業統計調査（品目編）』から出荷額を求めてコモ8桁分類ごとの出荷額を作成する。

ただし、自己消費比率の大きな商品の場合及び他統計でより正確な推計値を得られる場合には『工業統計調査』以外による推計している。

銑鉄、粗鋼、鉄鉱一次製品、石油製品（自動車ガソリン、ナフサ、灯油、A重油、B重油、C重油）、コークスなどの商品については、数量を『経済産業省生産動態統計』から、価格変動を『企業物価指数』から得ている。

精米は、数量は『食料需給表』（農林水産省、年次）、価格変動は『消費者物価指数』（総務省、月次）、乗用車は、『経済産業省生産動態統計』で推計する。

d. 建設業（建設コモディティ・フロー法）

建設活動は他の産業と異なり、建設業者が資材を一旦受け入れて施工する。このため、資材の動きから産出額を推計するコモ法では、建設活動を把握することができない。そこで、資材の需要に建設活動で新たに付加される活動の付加価値分について、別途加えて推計することとしている。

推計方法は、まず、コモ法の配分比率を用いて、建設業への資材投入額を推計する。この資材投入額に別途雇用者報酬、営業余剰などの付加価値額を加算することにより、建設業の産出額を得る。

この推計方法を建設コモディティ・フロー法という。

e. 電気・ガス・水道業

電気業は主として『電気事業便覧』（経済産業省資源エネルギー庁、年次）を基に推計する。ガス業は、『ガス事業便覧』（同）を基に推計する。

水道業は、確々報時点では、『地方公営企業年鑑』から水道事業の「料金収益」と「その他の営業収益」を合計したものを暦年ベースに補正して確々報の推計値としている。確報時点では、前年の確々報に『家計調査』の「一世帯当たりの水道料」の伸びと、「世

帶数」の伸びを乗じて求めている。

f. 卸売・小売業

前述のとおり、卸売業は、『商業統計調査』(5年ごと)の年間販売額をベースに、『商業動態統計調査』の伸び率を乗じて毎年次の販売額を求め、同じく『商業統計調査』より求めたマージン率を乗じて粗マージン額を得る。なお、マージン率の延長推計は、『法人企業統計』から卸売業のマージン率を求め、これをもとに『商業統計調査』より求めたマージン率を延長推計する。

小売業も同様の調整を経てマージン額を求める。

g. 金融・保険業

(a) 保険、年金基金を除く金融機関

金融産出額=帰属利子+受取手数料 (帰属利子=受取利子+受取配当-支払利子)
であり、上記の推計式の該当項目を各金融機関毎の決算書より推計している。

四半期系列は、『金融経済統計月報』(日本銀行、月次)の資金循環勘定、金融負債残高表の四半期別貸出金、有価証券残高により分割を行う。

(b) 生命保険会社及び年金基金等

生命保険会社産出額=受取保険料-支払保険金-(準備金純増額-財産運用純益)
財産運用純益={(利息配当収入+金銭の信託運用益+その他運用収入)-(賃貸用
不動産等減価償却費+その他運用費用)}×(準備金残高/運用資産残高)-財
産運用益を源泉とする保険契約者配当

準備金純増額=危険準備金を除く責任準備金純増額+支払備金純増額
であり、上記の推計式の該当項目を各機関の決算書より推計している。簡易保険・
共済保険もこれに準じる。

四半期系列は、受取保険料-支払保険金+財産運用純益(個々四半期値)により
四半期分割を行う。簡易保険・共済保険は四等分する。

年金基金は「運用費用を積上げる」ことにより推計する。年金基金の「年金経理」
の支出項目の資産運用に伴う運用報酬、業務委託費、コンサルティング料等を積上
げ推計する。四半期系列は、生命保険会社・信託銀行の年金基金受託残高により四
半期分割を行う。

(c) 非生命保険会社

非生命保険会社産出額=保険料-保険金-(支払準備金純増額-財産運用純益)
+受取手数料

財産運用純益=利息配当収入-支払利子-保険契約者配当

であり、上記の推計式の該当項目を各非生命保険会社の決算書より推計する。

h. 不動産業

不動産業のうち、不動産仲介業は、『法人企業統計』と『事業所・企業統計調査』（総務省、5年に2回）を基に推計する。不動産賃貸業は、基準年の推計値に『事業所・企業統計調査』の伸びと『企業向けサービス価格指数』（日本銀行、月次）等の伸びを乗じて暦年の推計値を得ている。

i. 運輸・通信業

運輸業のうち、鉄道は『国土交通月例経済』（国土交通省、月次）を基に推計する。自動車輸送は、『自動車輸送統計』（国土交通省、月次）等を基に推計する。

固定電気通信、その他の電気通信、移動通信等は、それぞれ各事業者の有価証券報告書等を基に推計する。

j. サービス業

サービス業は、製造業における『工業統計調査』のような網羅的な悉皆調査がないため、個々の商品ごとに各種の統計調査を組合せて推計する。

使用している統計調査は、『事業所・企業統計調査』、『商業統計調査』、『特定サービス産業動態統計調査』等である。

4. 在庫増加額の推計

（1）推計方法

コモ法における在庫増加額は、生産額や販売額に対する在庫増加額の割合、すなわち在庫変動率を流通経路の中にあらかじめ設定することにより、コモ法に基づく一連の計算の過程で推計される。

在庫変動率については、製品、半製品・仕掛品、原材料、流通の各形態別に推計する。使用している主な統計資料は、製品在庫、半製品・仕掛品在庫、原材料在庫が『工業統計調査』、流通在庫が『商業統計調査』及び『商業動態統計調査』である。

製品在庫、半製品・仕掛品在庫、原材料在庫の推計方法は、共通した推計方法を採用している。

すなわち、『工業統計調査』から産業ごとに在庫純増額を求め、それを製品在庫については出荷額、半製品・仕掛品在庫については生産額、原材料在庫については、原材料使用額でそれぞれ除して産業別の在庫変動率を求め、次に産業と商品の対応付けを行い、当該商品の在庫変動率とする方法である。

なお、原材料在庫の産業と商品の対応については、『産業連関表』を用い、その投入

原材料比率で工業統計調査の産業ベースの期首、期末原材料在庫残高及び原材料使用額を商品ベースに分割し、その後同一商品ベースに合成し当該商品の原材料在庫変動率を計算している。

流通在庫に関しては、5年に一度の『商業統計調査』を『商業動態統計調査』で補外推計することにより得られる在庫増加額を販売額で除し、商業統計産業分類の卸売及び小売在庫変動率を求め、次にこの在庫変動率をコモ法における商品分類と対応させている。

また、前述の流通経路によってコモ法に基づく計算を行った場合、卸売間での売買が考慮されていないことになり、流通在庫が過少に推計されるので、コモ法における卸売仕入額に対する『商業統計調査』の販売額の割合を「卸回数」として計算し、これと先に求めた流通在庫変動率を乗ずることによって修正流通在庫変動率として使用している。

なお、農業関係、鉱業、銑鉄・粗鋼等の製品在庫及び建設原材料在庫については、農林水産省関係資料、『経済産業省生産動態統計』、『法人企業統計』などにより推計する。

(2) 在庫品評価調整

コモ法在庫投資の推計は『工業統計調査』や『商業統計調査』といった企業会計に基づく統計を利用しているため、在庫品増加の推計では、在庫品評価調整を行う必要がある。

コモ法においては、在庫変動率算定の際に評価調整を行う方法を取っている。例えば、製品在庫変動率は、製品在庫増減額を出荷額で除して求めるが、この製品在庫増減額を事前に在庫品評価調整することにより、在庫品評価調整後の製品在庫変動率を求めるわけである。

推計方法は以下の手順による。

- a. 『工業統計調査（産業編）』から産業別に名目原価を算出する。
- b. これを別途推計する在庫残高デフレーターで除して実質在庫残高を求める。
- c. 次に、期末と期首の差としての実質在庫増減を得、これに年平均価格指数を乗じて評価調整後の在庫増減額を求める。
- d. これを在庫変動率の分子として評価調整後の在庫変動率とする。
- e. こうして得られた産業別の在庫変動率をコモの商品分類に対応付ける。

なお、在庫残高デフレーターの作成にあたっては、在庫形態別にコモ6桁ベースの価格指数を用いている。

5. 消費税の取扱い

(1) 修正グロス方式

平成元年4月から導入された「消費税」については、「修正グロス方式」を採用した。すなわち、基本的には、全ての商品（例外あり）は、消費税を含んで出荷されるものとし、供給側、需用側ともに消費税を計上した価格で流通経路に沿って推計した上で、投資の過大評価（設備投資、在庫投資について、前段階課税分の控除が認められている）を修正し、結果的には投資についてネット価格で記録している。

コモ法の推計項目についてみると、出荷額は、『工業統計調査』から税込み額を使用している。『工業統計調査』を利用しない品目も税込み額を採用している。輸入は税込み、輸出は商社経由分について税還付分を差し引いている。

(2) 消費税控除額の推計

固定資本形成並びに在庫品増加については、人的推計法やヒアリング等により消費税控除額を推計する。なお、資本形成のなかでも、民間住宅と公的固定資本形成のうち一般政府については、消費税控除額はないものとしている。

a. 名目

(a) 民間企業設備

i. 非金融法人

人的推計で利用している『四半期別法人企業統計』の投資額は、控除可能な消費税を控除した修正グロスベースとなっている。当該投資額と税抜比率により推計された仕入控除比率を用いて消費税控除額を推計。

ii. 金融機関

課税事業比率を考慮して推計された仕入控除比率を用いて消費税控除額を推計。

iii. 対家計民間非営利団体

金融機関の場合と同様。

iv. 個人企業

すべて非課税と見なし、修正グロス＝グロスとして処理（控除税額はゼロ）。

(b) 公的固定資本形成

公的住宅及び公的企業設備それぞれについて、個々の機関等に対するヒアリング・アンケート調査により、控除税額を直接算出。

(c) 民間在庫品増加

人的推計で利用している『四半期別法人企業統計』の在庫投資額は修正グロスベースであるため、「(a) i.」と同様、仕入控除比率を用いて消費税控除額を推計。

(d) 公的在庫品増加

個々の機関等に対するヒアリングにより、控除税額を直接算出。

b. 実質

各制度部門毎に基準年の控除税比率を算出し、実質のグロス投資額に乗じて控除税額を求める。

III 付加価値法

1. 付加価値法の概要

付加価値法とは、経済活動別（産業別）の付加価値（国内総生産）を推計する方法のことである。

国内総生産の推計方法には、産出額から中間投入額を差し引く控除法と国内総生産の構成項目である固定資本減耗や雇用者報酬等の数値を足し上げる加算法がある。国民経済計算では、コモ法により推計された商品別産出額から産業別産出額を推計するV表、及びV表で推計した産業別産出額に中間投入比率を乗じることにより中間投入額を推計するU表の2つの表を作成して、それぞれの表で推計した産出額から中間投入額を差し引くことで産業別国内総生産を求める、控除法により推計する。

V表は、行に産業を、列に商品をとった産出額マトリックス（行列）で、各産業がどの商品をどれだけ産出したかを記録したものであり、行和は産業別産出額を、列和は商品別産出額をそれぞれ表している。

U表は、行に商品を、列に産業をもつマトリックス（行列）で、産業別に生産のため投入される商品を購入者価格で表示したものであり、列和は産業別中間投入額を表している。

また、産業別国内総生産の実質値は、産業別産出額と産業別中間投入額をそれぞれ実質化し、その残差として求めるというダブルデフレーション法によって推計する。

(1) 『産業連関表』との関連

『産業連関表』は商品ベースでの投入と产出の関係を示す表である。93 S N Aにおける産業別生産勘定では、『産業連関表』を当該勘定の体系内に導入することによって、産業別産出投入構造の詳細が把握される。

しかし、93 S N Aの産業別生産勘定では、生産された財貨・サービスの需要（処分）は商品別に表されるが、費用構造は産業別にしか示されず、個々の商品についての需要と費用の関係は把握できない。

このため、このV表及びU表に二つの技術仮定を設けている。一つは「商品技術仮定」で、これは「ある商品は、それがどの産業で生産されようとも同一の投入構造をもつ」とするものである。この仮定は、各商品の投入係数が、それを生産する産業部門とは独立しているとみなすことを意味している。

もう一つは「産業技術仮定」で、これは「ある産業はその生産物構成がどのようなものであっても、同一の投入構造をもつ」とするものである。この仮定は、各産業部門の投入係数が、その産業の生産物構成とは独立であるとみなすことを意味している。

(2) 推計方法の概要

産業別国内総生産（付加価値）は、既に述べたようにV表及びU表を毎年作成することによって推計される。すなわち、産業別国内総生産は、V表の行和（産業別産出額）からU表の列和（産業別中間投入額）を差し引くことによって推計する。

国民経済計算におけるV表は、基準年次については、『産業連関表』の付帯表の一つである産業別商品産出構成表（以下「I O付帯表V表」という。）から作成されている。

U表は、基準年次については、『産業連関表』の取引基本表（以下「X表」という。）とI O付帯表V表が利用可能であるので、この両者と商品技術仮定を用いてU表を作成する。

中間年次については、産業別の商品投入構造を毎年把握することが、統計資料的、時間的制約等もあって極めて困難である。そこで、まず毎年3～28項目程度の費用項目で費用構造を推計する。次に、この費用項目の商品レベルへの分割については、それぞれの費用項目に含まれる商品投入構成は変わらないものとして、基準年の構成比を使用する。ただし、商品相互の相対価格変動は加味して推計する。

産業別国内総生産の推計と並んで固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、補助金、雇用者報酬、営業余剰・混合所得といった産業別国内総生産の構成項目の推計を行う。

なお、営業余剰・混合所得は、産業別国内総生産から前記項目を控除したバランス項目（残差）として推計される。

2. V表の作成と産業別産出額の推計

(1) 基準年次V表の作成

基準年次V表は、I O付帯表V表から以下の2点について修正を加えて作成される。

a. 産業分類、商品分類の統廃合

『産業連関表』の産業分類は国際標準産業分類（I S I C）及び日本標準産業分類（J S I C）に基づいて作成されているため、基本的には93SNA産業分類と変わら

ない。しかし、中間年次V表作成時の資料上の制約等を考慮して統合した分野と産業構造の実態を把握する上から細分化した分野もある。

自家活動部門（自家用旅客輸送、自家用貨物輸送）、企業内研究開発及び事務用品は産業別国内総生産の推計には関係のない部門（仮設部門）とし、当該部門の産出額は全て中間投入等となるため削除する。

産業分類の統廃合に合わせ、推計単位としての各産業には必ず主産物があるような形とするため、商品分類の統廃合も併せて行う。

b. 屑・副産物の取扱

IO付帯表V表では、屑・副産物を発生産業と競合産業との交点に配分している。もし、IO付帯表V表から商品技術仮定を適用してU表を作成すると、屑・副産物についても商品技術仮定が適用されることになり、屑・副産物は主産物が生産される過程で発生するのが通常であるという実態（例えば、ガス産業で発生するコークス等）にそぐわなくなる。このため、本推計では屑・副産物の生産技術は主産物と一体とみなし、IO付帯表V表から屑・副産物をいったん取り除き、改めて主産物に上乗せするという形で基準年次V表を作成している。このように、屑・副産物を主産物に含めることで、産業が供給する商品は主産物と副次生産物（産業の主産物の生産技術とは無関係に、独自の生産技術により生産される商品で、例えば、自動車産業で生産される航空機用エンジン等がこれに該当する）だけとなり、商品技術仮定をそのまま適用することが可能となる。

(2) 中間年次V表の作成

a. 第1次推計

まず産業別にみた商品産出構造の諸特徴や資料上の制約等を考慮して、以下の3部門に分けて中間年次V表の第1次推計を行う。

(a) 非製造業部門

供給する商品は主産物が圧倒的で副次生産物はそれほど多くないので、コモ法で推計した商品別産出額と基準年次における産業別主産物産出比率から各産業における主産物産出額を求め、これに基準年次における各産業の主産物に対する副次生産物産出比率を乗じることによって副次生産物産出額を求める。これを第1次推計値とする（なお、一部商品は(c)による）。

(b) 製造業部門

非製造業部門とは異なり副次生産物がかなり生産されているので、『工業統計調査』から各産業について品目別出荷額を組替えることによって第1次推計値とする。

(c) 自家生産がかなりの比重を占めている一部商品（電気）

産業別主産物産出比率は基準年次と同様であるとみなし、基準年次V表における各商品の産業別産出比率に、コモ法により推計した各商品の産出額（屑・副産物を除く）を乗じて第1次推計値とする。

b. 第2次推計

次に、第1次推計で作成したV表の列和（=商品別産出額）を求め、これとコモ法で推計した当該商品別産出額との差を当該商品の主産物産業で調整する。こうして作成するV表を中間年次V表とする。

以上により作成した中間年次V表の行和をとることにより、中間年次の産業別産出額を推計する。

3. U表の作成と産業別中間投入額の推計

（1）基準年次U表の作成

基準年次U表は、1（2）にもあるとおり、基準年次のX表とIO付帯表V表から作成するが、X表については次のa.～c.についての修正を行う。

a. 『産業連関表』の列部門を以下の点を考慮し統合する。

(a) 自家活動部門（自家用旅客輸送、自家用貨物輸送）、企業内研究開発及び事務用品を仮設部門として扱い、各産業へ配分する。

(b) 家計外消費である宿泊、日当、福利厚生費を中間投入として扱う。

b. 屑・副産物に関して、『産業連関表』では原則としてマイナス投入方式（ストーン方式ともいう）を採用し、発生分をマイナス計上しているので、このマイナス計上を削除してその発生額を主産物の産出額に上のせする。

c. 中間投入額の補正

(a) 国民経済計算独自推計の優先使用

国民経済計算と『産業連関表』における帰属計算部門の取扱いについては、概念的にはほぼ同様であるが、数値の精度確保の観点から、次の部門について、国民経済計算の数値を優先使用する。

- 金融機関サービス
- 生命・非生命保険サービス
- 住宅賃貸料

補正方法は、部門毎の国民経済計算と『産業連関表』の変動率を求め、該当するX表の計数に乘じ、中間投入額を変更等するものである。

(b) 帰属利子の取扱い

金融機関サービスは帰属利子と手数料サービスから構成されている。『産業連関表』においては両者とも各産業へ配分されているが、国民経済計算では、帰属利子分は各産業へ個別に配分せず、一括して中間投入として計上（V表及びU表から求められた国内総生産から帰属利子を一括控除）することとしている。従って、X表から帰属利子を削除する。

(2) 中間年次U表の作成

中間年次においては、X表が作成されていないため、各産業の中間投入に関する資料から産業ごとに中間投入項目の中間投入比率または中間投入の伸び率を推計し、これにより簡易U表を作成する。以下に概要を述べる。

- a. 基準年次について、産業の中間投入項目（基準年次に決定）ごとの産出額に対する投入比率を各種資料から求める（産業別中間投入比率の推計については（3）参照）。
- b. 『産業連関表』、コモ法等により推計される産業ごとの産出額をウェイトにして、「a.」で求めた項目別中間投入比率を加重平均し、基準年次における産業別中間投入比率を推計する。
- c. こうして推計した基準年次の中間投入比率を基準年次のB表（投入比率表）に対応付ける。

このように対応付けても、それぞれの中間投入項目に見合う諸商品の中間投入比率を合計したものと、「b.」で求めた中間投入比率とは以下の理由により必ずしも一致しない。

(a) 『産業連関表』の作成に当たっては、全ての商品に対する投入・産出構造が把握されているのに対し、本推計では経年的にコスト動向が把握できるものに限られるというカバレッジ上の違いがある。

(b) 一般に自家消費生産物の把握が困難である。

このため、次の作業を行う。

- d. それぞれの中間投入項目に見合う諸商品の中間投入比率を合計したものに、推計した項目別中間投入比率を合わせるための比率（補正率）を「c.」から算出する。
- e. 中間年次の各年については、「a.」において用いたものと同様な方法によって推

計した各産業の項目別中間投入比率を「d.」で求めた補正率で修正する。

f. 次に、各中間投入項目から商品レベルへの分割は次のようにして行う。各中間投入項目の基準年次U表における商品構成を各商品の中間消費デフレーターによりインフレートし、それをもとに中間投入項目を商品レベルに分割する。

(3) 産業別中間投入比率の推計

産業別中間投入比率推計はすでに述べたように、各産業の中間投入項目ごとに各種資料から中間投入比率を求め、これをウェイト統合し、産業別の項目別中間投入比率とする。この中間投入項目は産業ごとに異なる。

推計方法は、以下のとおり産業により異なるが、産出額あるいは売上高に対する中間投入数量×投入価格、または費用の割合を求めるという形で中間投入比率を推計する。

a. 農林水産業

各資料より中間投入項目ごとに対応する費用を中間投入額として累計し、その額を生産額で除し中間投入比率を求める。推計範囲内で個別に推計したものは各ウェイトを用いて統合する。米麦、その他の耕種、畜産における未対応項目、獣医、農業サービスは基準年次U表の中間投入比率を用い、以降中間年は伸び率計算となる。

b. 鉱業

『工業統計調査』により、生産額に対する原材料使用額等の比率・伸び率を求め、これを前年の中間投入比率に乘じ延長推計をする。

c. 製造業

『工業統計調査』により、生産額（委託生産額・加工賃収入を控除）を求め、更に同資料等により、原材料使用額、燃料使用額、購入電力使用額、その他支出額を求め、これを前者で除することにより中間投入比率を求める。

ただし、確報推計については従業員30人以上規模を対象とした『工業統計調査』（速報）等により、中間投入比率を求め、同レベル投入比率の伸び率を前年分確々報推計の投入比率に乗ずるという方法で推計する。

d. 建設業

建設コモ法で推計される商品別建設向け資材投入額を積み上げることにより中間投入額を求め、これを建設コモ法により推計される産出額（建設向け資材投入額に別途推計した付加価値額を加える）で除することによって中間投入比率を求める。

e. 電気・ガス・水道業

電気業は、電気事業者の損益計算書等を使用し、電気事業営業収益（地帯間購入電力料・他社購入電力料を控除）を生産額とし、同様に損益計算書中の営業費用明細書より各中間投入項目別の投入額を求め、これを前者で除し、中間投入比率とし、各種資料から他の産業も推計する。

f. 卸売・小売業

各資料から大企業、中小企業ごとに中間投入項目ごとに対応する費用を累計し、売上高（売上原価を除く）を生産額として中間投入比率を推計し、ウェイトを用いて統合する。

g. 金融・保険業

金融業は、中間投入比率は各種資料から、全国銀行、第二地銀、信金それぞれ「物件費」内訳を求め、中間投入項目別に統合。公的金融機関については中間消費に前記の各生産額構成比を乗じ、日本銀行については事務費・交通通信費に前記の各構成比を乗じ、それぞれ中間投入項目別に分割。各産出額のウェイトを使用し、統合の中間投入比率とし、各種資料から他の産業も推計する。

h. 不動産業

不動産仲介業は、不動産仲介業の損益計算書の売上高を生産額とする。同様に損益計算書により中間投入額を推計し、前記で除し、中間投入比率とし、各種資料から他の産業も推計する。

i. 運輸・通信業

鉄道業は、鉄道会社の損益計算書等の鉄道業の収入計をもって生産額とする。同様に損益計算書等から燃料油脂費、修繕費、電力・消耗品費、損害保険料、その他経費を抽出し、中間投入額とし、これを前記で除し、中間投入比率とし、各種資料から他の産業も推計する。

j. サービス業

各資料から中間投入項目ごとに対応する費用を累計し、売上高等を生産額として中間投入比率を推計し、推計範囲内で個別に推計したものは各ウェイトを用いて統合する。旅館業は大企業、中小企業ごとに推計し、統合する。研究、物品賃貸業、その他の対事業所サービス業、放送業は伸び率方式とする。

(4) 在庫品評価調整

国民経済計算では、一定期間における収入、支出等の取引の記録時点について、実際に現金が動いた時点での価格で記録する現金主義ではなく、実際に行方が発生した時点での価格で記録する発生主義を採用している。

そこで、産業別産出額及び産業別中間投入額の推計に当たっては、企業会計ベースから国民経済計算ベースに再評価するための在庫品評価調整による補正を行っている。

a. 産業別産出額の在庫品評価調整

在庫品評価調整後の商品別産出額は、コモ法推計の一環として推計されるので、これを用いてV表を作成することにより、在庫品評価調整後の産業別産出額が求められる。

b. 産業別中間投入額の在庫品評価調整

産業別中間投入額の在庫品評価調整額は、産業別投入商品別原材料在庫残高をもとに推計する。

この産業別投入商品別原材料在庫残高は、まず産業別原材料在庫残高を『工業統計調査』あるいは『法人企業統計』により求め、これを毎年作成される簡易U表の商品別中間投入比率により、産業別投入商品別原材料在庫残高に分割して求める。

4. 産業別国内総生産及び構成項目の推計

(1) 名目値

a. 産業別国内総生産

産業別産出額（在庫品評価調整後のV表の行和より求める）から、産業別中間投入額（在庫品評価調整後のU表、中間年は簡易U表の列和より求める）を差し引くことにより、産業別国内総生産を推計する。

b. 固定資本減耗

産業別固定資本減耗の推計は、次の2つの部分からなる。

(a) 産業別に、中間投入項目比率推計のために使用した資料より減価償却比率を求め、補正率を乗じて固定資本減耗比率を推計する。これに産業別産出額を乗ずることによって産業別固定資本減耗額を推計し、当該産業別固定資本減耗額の合計に対する産業別構成比を作成する。

(b) IX「資本調達勘定の推計」において推計される固定資本減耗額を、(a)で推計した固定資本減耗額の産業別構成比を用い、分割して産業別固定資本減耗額を推計する。

c. 生産・輸入品に課される税、補助金

(a) 生産・輸入品に課される税の推計

産業別配分については、直接に税を支払った産業の生産・輸入品に課される税として計上することを原則としている。

酒税（食料品製造業）、揮発油税（石油製品製造業）のように負担部門が明らかなものはそのまま当該産業に配分し、自動車関係税のように全産業に関係するものは、産業別自動車保有台数等の指標を用いて各産業に配分する。関税と輸入品商品税は産業別には配分せずに「輸入品に課される税・関税」として一括計上する。

(b) 補助金の推計

補助金の産業別配分は決算書の「目」を単位として、年度決算書（財務省、年次）、『補助金総覧』（日本電算企画、年次）等を参考にして受取先の各産業に配分することを原則とする。

生産者が金融機関から融資を受ける際に、政府が利子の一部を負担するという利子補給金として支給される補助金は、金融機関の生産額が受取利子と支払利子との差額として把握されていることを考慮して金融業への補助金とする。

食糧管理特別会計への一般会計からの繰入れは卸売・小売業への補助金とせず精穀、製粉部門すなわち食料品製造業への補助金とする。

d. 雇用者報酬

VIII 「所得支出勘定の推計」において推計される雇用者報酬を、付加価値推計用のために、基準年に作成する産業別雇用者報酬比率を用いて分割する。

e. 営業余剰・混合所得

産業別国内総生産から、以上の固定資本減耗、生産・輸入品に課される税（控除）補助金、雇用者報酬を控除した残差として営業余剰・混合所得が求められる。

(2) 実質値

産業別国内総生産の実質値は、実質産業別産出額（在庫品評価調整後名目V表を列（商品）ごとに商品別産出デフレーターで除して実質V表を作成し、その行和をとる）より、実質産業別中間投入額（在庫品評価調整後名目U表、中間年次は簡易U表を行（投入商品）ごとに商品別投入デフレーターで除して実質U表を作成し、その列和をとる）を差し引くことによって求める（ダブルデフレーション）。

なお、連鎖方式の実質値に関しては加法整合性がないため、前暦年基準の実質値を作成した段階でV表の行和、U表の列和の計算やダブルデフレーションを行っている。

I V 一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計

1. 一般政府及び政府サービス生産者関連項目の推計

(1) 一般政府及び政府サービス生産者の範囲

いわゆる政府関係諸機関は、制度部門分類別には、公的部門である一般政府、公的企業、また民間部門である民間企業、対家計民間非営利団体に区分される。

まず、公的部門と民間部門の区分は、「所有・支配基準を満たしているかどうか」が判断の基準となる。具体的には、政府出資の状況、役員の任命権・認可権の状況、経営方針の決定権の状況、政府代行業務の有無等による。

また、一般政府と公的企業の区分は、「財・サービスの市場性の有無」が判断の基準となる。具体的には、金融資産の保有状況、業種・価格等の市場性の有無等による。

制度部門の一つである一般政府は、政府サービス生産者の活動のみならず、産業として活動を行うこともあるが、我が国の体系においては、一般政府と政府サービス生産者の範囲は一致している。

(2) 推計方法

a. 制度部門別推計方法

(a) 中央政府

一般会計及び特別会計については決算書の目、独立行政法人等については財務諸表の勘定項目を、それぞれ性質別・目的別・経済活動別に分類し集計することにより推計する。1つの目あるいは勘定項目で2つ以上の性質あるいは目的に該当するものは、基本的にその最もウェイトの大きいと判断される性質あるいは目的に分類することとし、分割はしない。

独立行政法人等の総固定資本形成は、収入支出決算書が利用できないものについては、貸借対照表の期末有形固定資産残高（土地を除く）から期首同残高を差し引いたものに、当期の減価償却費を加えることにより推計する。

総固定資本形成に該当するもののうち用地費を含んでいると考えられるものについては、『建設業務統計年報』（国土交通省）の工事種別の用地費率を用いてこれを控除し、総固定資本形成を推計する。

固定資本減耗については、93 S N Aにおいて、従来の建物分に加えて、道路、ダム、防波堤などの資産についても計上することとなった。推計方法は建物分については『財政金融統計月報（国有財産特集）』（財務省、月次）の建物価額に建物減価償却率を乗じて算定しており、道路、ダム、防波堤等の社会資本分については、部門ごとの新設投資額と災害復旧費をもとに、定額法、残存価格ゼロとして、ペー-

チュアル・インベントリー法（恒久棚卸法）により推計する。また、ソフトウェア分については、耐用年数5年の定額法により推計する。

(b) 地方政府

普通会計等については『地方財政統計年報』（総務省、年次）、下水道事業会計については『地方公営企業年鑑』（総務省、年次）に基づいて推計を行う。

『地方財政統計年報』には性質別と目的別のクロス表があるので、これを基に国民経済計算に則った性質別、目的別の分類を行い集計する。また、経済活動別分類は目的別分類を基準に行う。

下水道事業会計等については、当該事業ごとに目的別、活動別に対応づけている。

なお、地方開発事業団は地方政府に含まれるが、活動の規模が小さくまた近年解散の方向にあること等から推計を行っていない。

総固定資本形成を推計する上で控除すべき用地費については、『地方財政統計年報』の「用地取得費の状況」等を使用している。

固定資本減耗については、建物分については『公共施設状況調査』（総務省、年次）の建物面積をもとに推計した建物価額に建物減価償却率を乗じることによって推計する。道路、ダム、防波堤等の社会資本分については、中央政府と同様である。

(c) 社会保障基金

国民年金、労働保険等の国の特別会計分については中央政府と同様の方法で推計しており、国民健康保険事業会計（事業勘定）等の地方の公営事業会計に属するものは、『地方財政統計年報』等により推計する。

また、共済組合、基金等については、当該団体の決算書等から推計する。

b. 最終支出主体主義

例えば、地方政府が中央政府から2分の1の国庫補助金を受けて道路建設を行った場合、これを総固定資本形成として計上するに当たって代金を建設業者に最終的に支払った主体の観点から地方政府の総固定資本形成として全額を計上する、最終支出主体主義をとっている。

2. 対家計民間非営利団体及び対家計民間非営利サービス生産者関連項目の推計

(1) 対家計民間非営利団体及び対家計民間非営利サービス生産者の範囲

a. 対家計民間非営利団体の範囲

民間非営利団体の範囲は、経営組織別にとらえると、個人、会社、国、公共企業体及び地方公共団体である事業所を除いたもの、すなわち、「会社でない法人」及び「法人でない団体」である。

このうち対家計民間非営利団体の範囲は、労働組合、政党、宗教団体などの他に、私立学校のすべてである。団体の性格としては、「他の方法では効率的に提供し得ない社会的・公共的サービスを、利益追求を旨とすることなく家計に提供する団体」で、家計にサービスを売る場合でも代金は通常、生産コストを完全にカバーし得ず、その活動は原則として、会員からの会費徴収や、個人・企業・政府からの寄付・助成金、及び財産所得によって賄われている。

b. 対家計民間非営利サービス生産者の範囲

対家計民間非営利団体は、対家計民間非営利サービス生産者としての活動だけではなく、副次的に「産業としての活動」である収益事業（例えば、住宅の所有・賃貸、食堂や飲食店の経営、会員・一般向け小売店の経営など）を行っている場合があるが、推計の便宜上、対家計民間非営利団体は、対家計民間非営利サービス生産者としての活動のみを行うと考え、この副次的な部分を含まないかたちで推計を行っている。

のことにより、国民経済計算上の対家計民間非営利団体と対家計民間非営利サービス生産者の範囲は完全に一致している。

(2) 推計方法

対家計民間非営利団体の推計方法は、団体の活動目的別に「教育」と「その他」の2部門に分け、それぞれの活動部門別に推計する。

a. 活動目的別分類「教育」の推計

(a) 私立学校教育の推計方法

『今日の私学財政』（日本私立学校振興・共済事業団、年次）を基礎資料として推計する。この調査結果には本来民間非営利団体ではない個人立学校分は、調査対象となっているが、分離が困難なため、推計値の中に含まれている。

私立学校についての基礎資料は確報推計時には間に合わないため、確々報時に推計に使用している。確報時の推計方法については、確々報値に、対前年度比の平均（過去3年分）『学校基本調査』（文部科学省、年次）の私立学校教職員数及び、『毎月勤労統計調査』（厚生労働省、月次）の賃金指数の伸び率を用いて延長推計する。

(b) 社会教育の推計方法

『民間非営利団体実態調査』（内閣府、年次）の調査結果から無形固定資産を除外したものを基礎資料とし、産業別の収入、消費支出、投資支出の各項目を組替え、推計する。

b. 活動目的別分類「その他」の推計

(a) 政治団体の推計方法

政治団体は昭和 49 年以降『民間非営利団体実態調査』の対象外となつたため、『政治資金収支報告書』（総務省、年次）から収入、支出総額を把握し、支出額については内訳がないため『民間非営利団体実態調査』の昭和 45～48 年度の政治団体分平均の支出項目のウェイトで分割している。

(b) 政治団体以外の「その他」に係る推計

『民間非営利団体実態調査』を基礎資料としている。この調査より得られる産業別の収入、消費支出、投資支出の各項目を組替えて推計する。

c. 年度値の曆年転換方法

対家計民間非営利団体の推計は年度計数の基礎資料により推計を行うため、推計で当初求められる値も年度値となる。この年度値を四半期分割し曆年値も求める。その四半期分割比率は、雇用者報酬に関しては「教育」、「その他」とともに『毎月勤労統計調査報告』（全国調査）の教育、社会保険・福祉、サービス業の賃金指数を、「教育」の家計最終消費支出に関しては、『家計調査』の私立学校授業料を用い、他の計数については 4 分の 1 分割で四半期値を推計する。

V 海外勘定の推計

1. 基本的な考え方

海外勘定は、我が国の居住者と非居住者の間で行われた経常取引及び資本取引、金融取引を記録するものである。このうち、経常取引については『国際収支統計』の各計数を、93 SNA の概念に合致するよう組み替えて推計する。ただし、平成 8 年に改定された現行の『国際収支統計』は IMF の国際収支マニュアル第 5 版（1993 年）に準拠しており、基本的には 93 SNA の概念と整合性がとられているため、組み替えが必要なのは一部の項目に限られる。

金融取引については、『資金循環統計』（日本銀行）を使用して推計する。『資金循環統計』は 93 SNA 及び IMF 金融統計マニュアルを反映させた形で平成 11 年に改定されており、計数面では基本的に『国際収支統計』と整合性が確保されている。

2. 推計方法

(1) 経常取引

経常取引については、『国際収支統計』のサービス収支の一部（建設・特許等使用料・公的その他サービスの一部（受取））について組み替えが行われている。

a. 財貨・サービス輸出入

財貨については、海外勘定ではF O B 建価格で記録しており、『国際収支統計』の貿易収支と対応している。

サービスについては、『国際収支統計』のサービス収支から建設、特許等使用料及び公的その他サービスの一部を差し引いたものと対応している。

建設は、その他の経常移転に、特許等使用料は財産所得の賃貸料に組み替えられている。また、公的その他サービスの一部（在日米軍の日本人職員給与）は雇用者報酬に組み替えられている。

b. 雇用者報酬

雇用者報酬は、『国際収支統計』の所得収支の雇用者報酬に対応している。なお、上述のとおり、輸出側については、「公的・その他サービス（受取）」の「在日米軍の日本人職員給与」分を組み替えている。

c. 財産所得

財産所得は、『国際収支統計』の所得収支の投資収益にサービス収支の特許等使用料を加えたものと対応している。

特許等使用料が財産所得の賃貸料に組み替えられているのは、国内推計では特許使用料が賃貸料に計上されており、これと整合性を確保するためである。

d. その他の経常移転

その他の経常移転は、『国際収支統計』の経常移転収支にサービス収支の建設を加えたものと対応している。

建設サービスが経常移転に組み替えられているのは、次のような理由による。

まず海外での建設活動において、国民経済計算では現地事務所は相手国の居住者とみなされる。したがって、建設サービスそのものは相手国の国内取引となる。

一方、『国際収支統計』に計上されている建設サービスは、主として相手国の発注者から国内本社への建設代金の支払であることがヒアリング等の調査から判明した。つまり、サービスの提供は相手国の居住者同士で行われ、代金支払のみ居住者と非居住者との間の取引となっていることになる。このため、『国際収支統計』の建設サービスは移転取引とするのが適当であり、経常移転に計上することとした。

e. 経常対外収支

支払と受取のバランス項目で、支払側に記録される。『国際収支統計』の経常収支と合致する。

(2) 資本取引

資本取引の資本移転等の項目は、『国際収支統計』のその他資本移転と対応している。貯蓄及び資本移転による正味資産の変動は、経常対外収支+資本移転等（受取）－資本移転等（支払）となる。

なお、資本取引の貯蓄及び資本移転による正味資産の変動と、金融取引の資金過不足は、概念上金額が一致する。

(3) 金融取引

金融資産・負債の変動（金融取引）を作成する際に得られる海外部門の取引額である。一部の項目を除き、基礎資料として『資金循環統計』を用いており、各項目の具体的な推計方法については、IX「2. 金融取引」による。

V I 国内総生産（支出側）の推計

1. 民間最終消費支出

民間最終消費支出は、家計最終消費支出に対家計民間非営利団体最終消費支出を加えたものである。

(1) 家計最終消費支出

家計最終消費支出は以下の項目から成っている。

家計最終消費支出 (=①+②-③)

- ① 国内家計最終消費支出
- ② 居住者家計の海外での直接購入
- ③ 非居住者家計の国内での直接購入（控除）

「家計最終消費支出」の大部分を占める「国内家計最終消費支出」の推計方法は以下の通りである。

また、②居住者家計の海外での直接購入、③非居住者家計の国内での直接購入については、『国際収支統計』に基づいて推計する。

a. 国内家計最終消費支出推計の基本体系

(a) 名目値の推計

i. 曆年計数の推計

国内家計最終消費支出曆年計数は、コモ法によって推計される産業分と、政府、対

家計民間非営利団体の「商品・非商品販売」を合算して推計される。コモ法では、コモ8桁品目で推計され、各品目は87目的分類に集計することによって、マトリックスが作成される。同様に、政府、対家計民間非営利団体の「商品・非商品販売」についても87目的に分類され、これをコモ法によるマトリックスと合算することにより、87目的分類からなる国内ベースの最終消費支出マトリックス（コモ集計マトリックス）（暦年計数）が作成される。ただし、コモ法による暦年計数には、国内家計最終消費支出に含まれない「現物給付」分が含まれているため、その分を控除する。なお、国内家計最終消費支出の分類には、上記目的分類のほかに形態分類があるが、87目的コモ集計マトリックス各要素は形態分類（4形態）のいずれか一つに対応するよう設計されている。

ii. 四半期計数の推計

四半期の国内家計最終消費支出は、コモ暦年計数を補助系列によって四半期分割した上で、四半期毎の「商品・非商品販売」を加えることによって求められる。補助系列は、並行推計項目、共通推計項目についてコモ法と同様の87目的分類マトリックスを推計することによって求められる。

b. 四半期分割のための補助系列推計方法

別添2（四半期別GDP速報の作成方法）を参照のこと。

（2）対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利サービス生産者の生産額から同生産者の商品・非商品販売額を控除することによって推計する（IV「2. 対家計民間非営利団体及び対家計民間非営利サービス生産者関連項目の推計」を参照のこと）。

2. 政府最終消費支出

（1）年度計数の推計

政府最終消費支出とは、政府サービス生産者の生産額（中間消費+雇用者報酬+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税）から、他部門に販売した額（商品・非商品販売）を差し引いた一般政府の自己消費に医療費、教科書購入費等の家計への移転支出（現物社会給付等）を加えたものである。

年度計数の推計に当たっては、中央政府、社会保障基金については決算書等、地方政府については『地方財政統計年報』等により中間消費、雇用者報酬等の各項目を積算している。（IV「1. 一般政府及び政府サービス生産者関連項目の推計」を参照）

(2) 四半期計数の推計

一般政府に関する計数は、決算書等から基本的には年度ベースで把握されるため、四半期計数が入手できないものについては、年度額を以下のとおり四半期分割する。

- ① 雇用者報酬は当該四半期別の給与総額で分割する。
- ② 中間消費はヒアリング結果によるパターン等で分割する。
- ③ 生産・輸入品に課される税は年度計数を4等分する。
- ④ 固定資本減耗は原則として年度計数を4等分する。
- ⑤ 現物社会給付等のうち社会保障給付（医療介護分）及び戦傷病者等無賃乗車券負担金は、年度計数を四半期ごとの支出比率等により割り振る。
- ⑥ 現物社会給付等のうち教科書購入費は、年度計数を4等分する。

3. 国内総固定資本形成

(1) 推計の基本体系

国内総固定資本形成の暦年計数は、コモ法によって推計される。コモ法は各需要項目について品目別の暦年計数を推計するものであり、一般政府や企業といった主体別の内訳や四半期計数を明らかにするものではない。

したがって、コモ法によって推計した国内総固定資本形成（暦年計数）と整合性のとれた各主体別及び四半期別の総固定資本形成を推計するためには、別途各主体について四半期別の総固定資本形成を推計し、これによりコモ法によって推計した国内総固定資本形成を分割する必要がある。その分割は次のように行う。

a. 有形固定資産

まず国全体の住宅投資（暦年計数）を推計し、コモ法により推計された総固定資本形成の有形固定資産（暦年計数）からこれを差し引き、一国全体の住宅投資以外の有形固定資産（暦年計数）を求める。

次に公的企業の設備投資（暦年計数、有形分）と一般政府の総固定資本形成（暦年計数、有形分）を別途推計し、住宅以外の有形固定資産（暦年計数）からこれを差し引く。こうして求められたものが民間企業設備のうち有形固定資産（暦年計数）となる。

各主体別及び四半期別の計数の推計方法は、下記「(2) 需要項目別推計方法」参照。

b. 無形固定資産

無形固定資産は、生産者が1年を超えて生産に使用するソフトウェアのうち受託開発分（受注ソフトウェア）及びパッケージ型ソフトウェア、鉱物探査、プラントエンジニアリングから構成される。

コモ法により一国全体の無形固定資産（暦年計数）とその内訳としてのコンピュータソフトウェア（暦年計数）が推計される。この無形固定資産合計からコンピュータソフトウェアを差し引いたものが、プラントエンジニアリングと鉱物探査の合計となる。これらそれぞれについて、『産業連関表』、決算書等により主体別に分割し、制度部門分割を行う。

具体的には、コモ法により求められた一国全体の無形固定資産（暦年計数）のうち、ソフトウェア相当分については、暦年値を『産業連関表』の固定資本マトリックスにより求めた比率により、公的分と民間分に按分する。四半期計数は『特定サービス産業動態統計調査』におけるソフトウェアの月次売上高を用いることで分割する。鉱物探査相当分については、決算書より推計する。投資額はすべて公的分（一般政府）とし、四半期計数は年度値を4等分する。プラントエンジニアリング相当分については、コモ法による暦年値を、ソフトウェア相当分と同様、『産業連関表』の固定資本マトリックスにより求めた比率により、公的分と民間分に按分する。四半期計数は、有形固定資産の四半期分割比率により分割する。

（2）需要項目別推計方法

a. 住宅投資

公的住宅投資も含めた全住宅投資額について、『建築物着工統計』（国土交通省、月次）の着工建築物（構造別・用途別表）の工事費予定額から推計する。居住専用・居住産業併用建築物の工事費予定額を構造別・用途別平均工期により出来高に転換し、四半期別の進捗ベースの投資額を求める。こうして求められた居住専用及び居住産業併用進捗額に、工事単価、工事面積、着工統計のもれ等を補正するための修正倍率（国土交通省推計）を乗じ、修正済居住専用建築物進捗額については全額、修正済居住産業併用建築物進捗額についてはその7割を居住分として合計することにより、全住宅投資額を求める。

（a）民間住宅

民間住宅投資は、四半期別の全住宅投資額から、別途推計した四半期別の公的住宅投資額を差し引くことにより推計する。各主体別推計は以下のように行う。

i. 対家計民間非営利団体住宅投資

『民間非営利団体実態調査』より推計する。

ii. 法人住宅投資

『建築物着工統計』の着工建築物の工事費予定額のうち、建築主が「会社」である居住専用・居住産業併用建築物の工事費を進捗転換する。これに修正倍率を乗じてもれ等を補正し、居住専用建築物進捗額の全額と居住産業併用建築物進捗額の7

割を合計して四半期計数を求める。

なお、会社が建築主である分譲住宅については、家計（個人）が購入することから家計住宅に分類されるため、会社の進捗額から分譲住宅を控除した額が法人住宅投資となる。この分譲住宅については、『住宅着工統計』（国土交通省、月次）における会社の分譲比率を用いて推計する。

さらに、法人住宅の非金融法人と金融機関への分割については、『昭和 45 年国富調査』（経済企画庁）における法人資産の金融・非金融比率を用いて推計する。

iii. 家計（個人企業を含む）住宅投資

民間住宅投資額より、非金融法人住宅、金融機関住宅及び対家計民間非営利団体住宅を控除することにより四半期別に推計する。

（b）公的住宅

中央政府の一般会計及び特別会計の「決算書」における公務員宿舎施設費、『地方財政統計年報』における普通建設事業費のうちの住宅費、都市再生機構及び地方住宅供給公社の賃貸住宅にかかる住宅建設費を集計し、これから用地費及び消費税額を控除して年度計数を求める。

つぎに、『建設総合統計年度報』（国土交通省、年次）における公共部門における居住用建築の出来高ベースの金額を用いて、年度計数を四半期に分割し、四半期計数を推計する。

b. 非住宅投資

（a）民間企業設備

供給側推計、需要側推計の双方で並行して推計値を作成し集計値のレベルで統合する項目（並行推計項目）を主体とし、供給側統計を使用して推計したソフトウェアの総額（共通推計項目）の民間分按分値、対家計民間非営利団体分を加算して推計する。

なお、制度部門別設備投資額の推計は、民間企業設備の総額の四半期計数から、対家計民間非営利団体の設備投資額を控除したものを、後述する需要側推計による非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業）の計数によって分割し、消費税額を控除（II 「5. 消費税の取扱い」参照）することにより推計する。

i. 並行推計項目

（i）需要側推計値

確報では、需要側補助系列の四半期比率を用いて確報暦年値（コモ法により推計された総固定資本形成（暦年計数）から民間住宅、公的固定資本形成、対家計民間

非営利団体の設備投資額を控除したもの）の四半期分割を行う。

需要側補助系列は、『四半期別法人企業統計』（非金融法人企業）、『法人企業景気予測調査』（金融機関）、『個人企業経済調査』（総務省、四半期ごと）等（個人企業）から推計する。

（別添2（四半期別GDP速報の作成方法）参照。）

ア. 民間非金融法人企業設備投資

『四半期別法人企業統計』（以下この節において『季報』）の設備投資額（有形固定資産新設額）から推計する。その際、『季報』の年度毎のサンプル替えに伴う断層や四半期毎の回答企業の差の影響を軽減するため、資本金階層毎に『季報』の有形固定資産額を用いて推計した調整比率を当該新設額に乗じる。

また、『季報』の対象外の資本金1千万円未満法人分については、『法人企業統計』（年報）における資本金1千万円未満法人投資額の資本金1千万円以上法人投資額に対する比率を、上記断層調整後の新設額に乗じる方法で推計し加算する。

イ. 金融機関設備投資

『法人企業景気予測調査』（財務省・内閣府、四半期ごと）における金融保険業の設備投資額（有形固定資産新設額）より推計する。

ウ. 家計（個人企業）設備投資

（ア）農業

『農業経営統計調査』（農林水産省、月次又は年次）における一農家あたり固定資産購入額の設備投資分の年度額を『農業経営動向統計月別収支』（農林水産省、月次）の四半期ごとの一農家あたり平均固定資産購入額で分割したものについて、「建設物」については、『建築物着工統計』における「農林水産業用建築物」を進捗転換し、これを農家戸数で除したものの前期比で延長推計する。「自動車・大農具」、「植物」、「大動物」については、『経営形態別経営統計四半期別収支』（農林水産省、四半期ごと）を用いて延長推計する。これらに、農家戸数を乗じて設備投資額を求める。

（イ）製造業、卸・小売業、サービス業

建物以外の機械器具等分を『個人企業経済調査』の一企業あたり設備投資額（車両、機械等）に『事業所・企業統計調査』の個人企業の事業所数及び『労働力調査』（総務省、月次）の自営業主数により求めた事業所数を乗ずることに

より推計する。建物分は『建築物着工統計』(国土交通省)の建築主用途別表より建築主が個人の項の該当する産業を進捗転換することにより求める。

(ウ) それ以外の産業

『建築物着工統計』により該当する産業の個人産業用工事費予定額を進捗転換することにより推計する。

(ii) 供給側推計値

供給側推計で得られた総固定資本形成を使用する。

(別添2 (四半期別GDP速報の作成方法) 参照。)

(iii) 統合方法

需要側推計値と供給側推計値をそれぞれの推計精度(標準誤差率)に基づくウェイトで加重平均する。

(別添2 (四半期別GDP速報の作成方法) 参照。)

ii 共通推計項目

(i) 対家計民間非営利団体設備投資(ソフトウェア分除く)

確報では『民間非営利実態調査』等から推計する。

(ii) ソフトウェア

上の無形固定資産を参照のこと。

(b) 公的企業設備

i. 有形固定資産

有形固定資産については、中央、地方それぞれ以下のとおり推計したものから別途推計する無形固定資産のうちプラントエンジニアリング相当分を控除する。

中央の公的企業については、各機関の貸借対照表上の有形固定資産から土地と立木を控除したものの前年度末と当年度末との差額を算出し、これに損益計算書上の減価償却費・固定資産除却損等を加え、消費税額を控除することにより年度計数を推計する。

地方の公的企業については、『地方財政統計年報』の資本的支出のうちの建設改良費を求め、これから用地費及び消費税額を控除することにより年度計数を推計する。

四半期分割は、『建設総合統計年度報』発注者別、工事種類別工事費における該当項目の出来高ベース工事費の四半期パターンによって行う。

ii. 無形固定資産

無形固定資産については、コモ法により求められた一国全体の無形固定資本形成額（暦年計数）をソフトウェア相当分については『特定サービス産業動態統計調査』における月次売上高、プラントエンジニアリング相当分については有形固定資産と同様の手法により四半期分割し、年度計数及び四半期計数を推計する。

次に産業連関表の固定資本マトリックスにより求めた比率により、公的分と民間分に按分する。

さらに、公的部門内でソフトウェア相当分については各制度部門の中間消費の割合、またプラントエンジニアリング相当分については各制度部門の有形固定資産の割合により按分し、消費税額を控除する。

(c) 一般政府

i. 年度計数の推計

中央政府及び社会保障基金については、決算書の「施設整備費」等の投資関係の目を集計したものから用地費を控除することにより推計する。

地方政府の場合は『地方財政統計年報』の普通建設事業費、災害復旧事業費等及び下水道事業の建設改良費などを集計し、用地費を控除している。（IV「1. 一般政府及び政府サービス生産者関連項目の推計」を参照。）

無形固定資産のうち鉱物探査相当分については決算書により推計する。その他の無形固定資産については（b）公的企業設備と同様である。

ii. 四半期計数の推計

『建設総合統計年度報』発注者別、工事種類別工事費における一般政府に該当する部門の出来高ベース工事費の四半期パターンによって四半期分割を行う。

4. 在庫品増加

在庫品増加は、コモ法による推計値をもとに推計する。

(1) 民間在庫品増加の推計

民間在庫品増加額は、コモ法により推計されたグロスのコモ値から、公的企業及び一般政府の在庫品増加額、消費税控除額（II参照）を差し引き、残差として求めていく。

a. 四半期計数

別添2（四半期別GDP速報の作成方法）参照。

b. 部門別計数

法人企業・個人企業、及び個人企業の内訳である農林水産・非農林水産といった部門別の計数は、民間在庫品増加額を、人的推計による在庫品の部門別比率を基準に分割している。

ただし、立木のように人的推計法ではカバーされないものについては、別途『農林業センサス』（農林水産省、5年ごと）の部門別面積比等を用いて部門分割している。なお、金融機関及び対家計民間非営利団体は在庫を持たないものとみなしている。

c. 在庫残高デフレーター

在庫のデフレーターとしては、残高デフレーターが使用されている。

民間在庫品増加の残高デフレーターは、下記の手順によりインプリシットに算出される。まず、『四半期別法人企業統計』や『個人企業経済調査』から推計した基準年末の名目庫残高をベンチマークとし、名目庫品増加（フロー）及び民間在庫品評価調整額を累計することで各期の名目庫残高を算出する。次に、基準年末の名目庫残高＝実質庫残高とおいて、これをベンチマークに実質庫品増加（フロー）を累計し各期の実質庫残高を算出する。以上の手順で算出した名目庫残高を実質庫残高で除して在庫残高デフレーターを算出している。

なお、在庫残高デフレーターは立木等を除いた在庫品残高により算出している。

（2）公的在庫品増加

a. 立木以外の在庫の推計方法

食糧管理特別会計（公的企業）、石油天然ガス・金属鉱物資源機構（一般政府）など在庫の存在が想定される機関の貸借対照表上の当期末在庫残高と前期末在庫残高の差額をとり、これに消費税額控除、在庫品評価調整を行って名目値を推計する。

実質値の推計方法は、数量が把握できる機関、品目については基準年の数量、価格より算出した基準単価に数量をかけて実質残高を求め、数量が把握できない機関、品目については期末C G P I を残高デフレーターとして、名目残高より実質残高を求める。さらに当期末在庫残高と前期末在庫残高の差額を実質在庫品増加とする。

四半期分割は、四半期毎の在庫残高を調査している機関については調査値を用いているが、調査を行っていない機関については四半期で等分している。

b. 立木の推計方法

コモ法により求められた一国全体の立木の在庫品増加額（曆年計数：名目値、実質値）を『産業連関表』における育林の生産額の推計方法（『国有林野事業統計書』（林野庁、年次）、『森林・林業統計要覧』（同）等より推計する）に基づいて公的（公的企業・一般政府）、民間の各制度部門に按分し、消費税額の控除を行って推計する。

四半期分割については等分している。

5. 財貨・サービスの輸出入

『国際収支統計』の項目を一部国民経済計算の概念に組み替えて推計する。(詳細はV参照)

VII デフレーターと実質化

1. 実質化の意味とデフレーター作成の基本的考え方

(1) 実質化の意味とデフレーター

一般に財貨・サービスの価額（金額）の変化は、その財貨・サービスの数量の変化と価格の変化の組み合わせによって生じる。実質化とは、時価で表示した価額（名目値）の動きから価格変動の影響を取り除くことであり、実質化された価額を実質値という。また、価格水準を表す指数をデフレーターという。

国民経済計算においては、基準時点の価格で比較時点の数量を評価した価額をもって実質値とし、「名目値=実質値×デフレーター」という関係を満たすように実質値及びデフレーターが作成されている。

指数算式の観点からみると、実質値は基準時名目値をラスパイレス数量指数により外挿（延長）したもの、デフレーターはパーセンテージ価格指数となっている。

(2) 固定基準年方式と連鎖方式

基準時をある時点に固定する固定基準年方式の場合、ラスパイレス算式に基づいて求めた実質値は加法整合性（GDPなどの集計量とその構成項目の単純合計が一致すること）を満たす。しかしながら、デフレーターに関しては、ラスパイレス型、パーセンテージ型とも推移性を満たさず、基準時点から離れるほど推移性が失われる傾向がある。これは、ラスパイレス型、パーセンテージ型とも一定方向へのバイアスが生ずる性質を有しており、基準時点から離れるほど当該バイアスが拡大する傾向があるためである。

近年の技術革新による価格低下や経済構造の変化は著しく、固定基準年方式による指数のバイアスは看過できない問題となっている。このようなバイアスを取り除く方法として、基準時点をより頻繁に更新する連鎖方式がある。連鎖方式は、推移性に着目した方式であり、フィッシャー指数の近似値を簡便推計できる方法である（なお、連鎖方式による実質値は加法整合性を満たさない）。93SNAにおいて導入が推奨されており、欧米諸国を中心に導入されており、我が国においても、平成16年7～9月期

2次QE及び平成15年度確報より支出系列に、平成16年度確報より生産系列に、それぞれ連鎖方式を導入した。

(3) デフレーター作成の留意点

この他、デフレーター作成に当たっては、以下の点を考慮している。

- a. V表、U表をデフレートし、ダブルデフレーションを行いうる約400部門程度のデフレーターであること。
- b. 生産と支出の実質値での二面等価を確保するため、生産デフレーターと同質的な価格指数及びウェイト体系をもつ支出デフレーターを作成すること。
- c. 年次の実質値と四半期の実質値とは、後者の積上げが前者に一致するように作成されることが望ましいため、年次デフレーターと四半期デフレーターはできるだけ、同一の価格指数で作成すること。

2. 実質化のための基本的価格指数の作成

実質化を行うための最小単位の基本的価格指数として基本単位デフレーターを作成している。基本単位デフレーターは原則としてコモ法の6桁品目で作成している。

この他、『産業連関表』の部門分類のうちコモ6桁品目から除外されている「建設」、「政府サービス」及び「対家計民間非営利生産者」については、別途推計する。

(1) 基本単位デフレーター

基本単位デフレーターはコモ法6桁品目について、それぞれ生産、輸入、輸出、家計消費、固定資本形成、中間消費の6部門について作成している。

コモ法はコモ8桁約2000品目に及ぶ細かい商品分類を採用しているが、基本単位デフレーターではコモ6桁品目レベルで作成している。これは、約2000の品目をカバーする価格指数が存在しないためであるが、コモ8桁品目に可能な限り価格指数を対応させ統合することによりコモ6桁品目レベルの代表性を確保している。

a. 価格指数の対応

基本単位デフレーターは、主として『国内企業物価指数』(DCGPI)(日本銀行、月次)、『輸出物価指数』(EPI)(同)、『輸入物価指数』(IPI)(同)、『企業向けサービス価格指数』(CSPPI)(同)、『消費者物価指数』(CPI)(総務省、月次)を使用している。

これらは、生産(国内製品の国内出荷)、中間消費、輸出、輸入、家計消費、固定資本形成といった供給(需要)段階の価格指数として、コモ8桁品目に対応させる。

それぞれの系統について物価指数がとれない品目については、代替可能な他の物

価指数、若しくは単価指数を用いる。単価指数は、価額・数量が得られる品目についてその平均価格を求めるものであるが、複数品目から作成する場合はフィッシャー連鎖式で作成している。なお、品質差等の要因により価格変動が大きい品目については、後方12か月移動平均により調整している。

b. 価格指数による基本単位デフレーターの作成

コモ8桁品目に対応させた物価指数は当該物価指数のウェイトを用いラスパイレス連鎖式によりコモ8桁の価格指数を作成する。次に、コモ6桁の価格指数を当該コモ8桁品目の名目値をウェイトとしてフィッシャー連鎖式により作成している。

コモ8桁品目の価格指数等、作成するウェイト情報が一時点しか得られない場合、ラスパイレス連鎖式で推計する。これは、ラスパイレス式がもつ上方バイアスを可能な限り排除するためである。

基本単位デフレーター6部門のうち、輸入、輸出、家計消費についてはそれぞれ対応する価格指数系統で推計する。

生産部門については、国内産出額のうち輸出額に相当する部分を輸出系統で、国内出荷額に相当する部分を生産系統で対応し、統合する。

固定資本形成（中間消費）部門については、固定資本形成（中間需要）のうちの輸入品部分については輸入系統で、国内品部分については生産系統で対応し、統合する。なお、固定資本形成（中間需要）内における輸入品額については、コモ法で推計した輸入額から『産業連関表』における輸入額中に占める固定資本形成（中間需要）額の割合を乗じて算出する。

c. 投入コスト型デフレーター

適当な物価指数が存在しない、価格と数量に分離が困難であるといった品目などについては投入コスト型によりデフレーターを作成する。

投入コスト型は、『産業連関表』投入表の投入品目及び雇用者所得の価額をコモ6桁品目レベルに組み替え、ラスパイレス連鎖式で統合する。

なお、コモ6桁品目にはb. で作成した中間消費デフレーターを用いる。雇用者所得は『毎月勤労統計調査』の定期給与指標を用いる。

(2) 建設デフレーター

建設デフレーターは、「木造住宅」、「非木造住宅」、「木造非住宅」、「非木造非住宅」、「建設補修」、「その他建設」の6品目を、建設コモ法で推計される四半期別コモ6桁品目別の資材投入額と雇用者報酬をウェイトとし、基本単位デフレーター（中間消費）と定期給与指標（建設業5人以上）により、投入コスト型で推計する。

しかし、建設コモ法では、木造・非木造の住宅・非住宅別には推計されていない。

このため、『建築物着工統計』（国土交通省）を進捗ベースに転換したもので、木造・非木造の生産額を住宅・非住宅に分割する。内訳については『産業連関表』投入表をもとにRAS法により分割する。

(3) 政府サービス及び対家計民間非営利サービスデフレーター

a. 政府サービス及び対家計民間非営利サービスデフレーター

政府サービス及び対家計民間非営利サービスのデフレーターは、下記の活動別に、年次、四半期別に作成される。

- ・政府サービス…「教育」、「公共下水道」、「廃棄物処理」、「学術研究機関」、「公務」の5活動

- ・対家計民間非営利サービス…「教育」、「その他」の2活動

政府サービス及び対家計民間非営利サービスの生産は、経常的コストをもって測られるので、生産デフレーターも投入コスト型で推計される。中間消費、雇用者報酬、生産・輸入品に課される税及び固定資本減耗の名目値をそれぞれに対応するデフレーターで実質化して実質生産額を求め、これを用いてインプリシットにデフレーターを求める。

なお、生産・輸入品に課される税は中間消費デフレーター、固定資本減耗は総固定資本形成デフレーター（後述）を代用する。非商品販売は対応する生産デフレーターによる。

b. 中間消費デフレーター

中間消費デフレーターは前述a.における活動別に、投入コスト型で推計する。

なお、『産業連関表』の投入品目をコモ6桁レベルに組み替え、基本単位デフレーター（中間消費部門）を対応させることにより推計する。

なお、それぞれの活動別で、年次別に消耗品費、光熱費等の経費額を把握できる場合は、あらかじめ『産業連関表』の投入品目を各経費別に分類することで、ウェイト構造の変化を反映させている。

c. 雇用者報酬デフレーター

活動別雇用者報酬デフレーターは、各々の賃金指数による。

(a) 公務、公共下水道、廃棄物処理、学術研究機関

『国家公務員給与実態調査』（人事院、年次）から、学歴経験年数別1人当たり給与指数をパーセンテージ統合した人件費デフレーターを作成する。

(b) 教育（政府）

『国家公務員給与実態調査』、『地方公務員給与の実態』(総務省、年次) から、(a)と同じ算式より、人件費デフレーターを作成する。

(c) 教育、(非営利)、その他

『毎月勤労統計調査』から教育、サービスの現金給与総額（常用雇用者規模30人以上の事業所）を指数化する。

d. 生産デフレーターの作成

以上で活動別にコストに対応するデフレーターが推計されるので、それぞれのコストを実質化した後、集計すれば実質生産額を得る。それで名目値を除して、生産のインプレシット・デフレーターを得る。

3. 国内総生産（支出側）デフレーターと実質値

(1) 連鎖方式の基本算式について

上記のとおり、平成16年12月に公表した平成16年7-9月期2次QE及び平成15年度国民経済計算確報より、支出系列（平成6年以降）について前暦年基準連鎖方式へ移行した。

実質値の計算にあたっては、T年10-12月期とT+1年1-3月期の基準年が異なることによる1-3月期の前期比成長率の断層が生じないよう「第4四半期重複法」により毎年の第4四半期において計数を接続（リンク）する。

これにより、四半期データから作成した四半期値（実質値）の暦年合計が、暦年データから作成した暦年値（実質値）に一致しなくなるため（時間的加法整合性の不成立）、暦年値を四半期値の情報を用いて分割（ベンチマーク）する。ベンチマークの手法としては比例デントン法を用いる。なお、毎期の速報推計においては、確々報暦年の1-3月期まで遡及して四半期値を改定する。

(2) 家計最終消費支出

目的分類別、形態別及び家計最終消費支出全体の実質値は以下のように推計される。

① まず、コモ8桁品目家計最終消費支出を各目的分類に対応させる。

各目的分類に対応して、それを構成するコモ8桁品目家計消費の暦年計数をウェイトにコモ8桁品目の頭6桁に対応するコモ6桁品目別基本単位デフレーター（家計消費部門）の四半期計数を連鎖統合（固定基準方式の場合はパーセンテージ統合）して、各目的分類のデフレーターの四半期計数を作成する。

② 目的分類毎にその名目家計最終消費支出額を①で求めた目的分類デフレーターで

除すことにより目的分類別実質値を求める。

- ③ 87 目的分類別に集計される目的分類別家計最終消費支出は4種類の形態別家計最終消費支出のどれか一つに対応するように設計されているので、形態別実質値は、目的分類別実質値を形態別に集計（連鎖方式の場合は連鎖統合）することによって求められる。形態別家計最終消費支出デフレーターはこの形態別実質値で形態別名目値を除すことにより、事後的に求められる。
- ④ 家計最終消費支出全体の実質値は、4種類別に集計される形態別の実質値を集計（連鎖方式の場合は連鎖統合）することによって求められる。家計最終消費支出全体のデフレーターは、これにより求められた家計最終消費支出全体の実質値で家計最終消費支出の名目値を除すことにより、事後的に求められる。

(3) 政府最終消費支出及び対家計民間非営利団体最終消費支出

政府最終消費支出及び対家計民間非営利団体最終消費支出の実質値は、生産されたそれぞれのサービスの自己消費分をその生産活動別の政府サービス及び対家計民間非営利サービスの生産デフレーター（本章「2.（3）政府サービス及び対家計民間非営利サービスデフレーター」を参照）で実質化し、それぞれについて集計することによって求める。政府及び対家計民間非営利団体の最終消費支出のデフレーターは事後的に求められることになる。

なお、最終消費支出=生産額-商品・非商品販売額 であり、活動別には生産及び商品・非商品販売とも同じデフレーターでデフレートされるが、政府及び対家計民間非営利団体の事後的な最終消費支出デフレーターと生産デフレーターは商品・非商品販売額が活動別に異なるので、計数としては異なった値となる。

(4) 総固定資本形成

総固定資本形成（制度部門別、住宅・企業設備別）のデフレーターは、機械等については2.（1）の基本単位デフレーター（固定資本形成部門）を対応させる。建設部門については2.（2）の建設デフレーター（木造住宅、木造非住宅、非木造住宅、非木造非住宅、その他建設）を対応させることにより推計する。

a. 総固定資本形成マトリックス

『産業連関表』の固定資本マトリックスを制度部門に組み替えた原マトリックスを作成する。

各四半期の供給側推計の総固定資本形成額を前暦年確報における部門別のウェイトにより分割したもの（列の合計）及び各四半期の供給側推計により得られるコモ6桁

品目別の総固定資本形成額及び上記5分類別の建設生産額（行の合計）を用いてRAS法によって四半期別の総固定資本形成マトリックスを作成する。

b. 8制度部門別デフレーターの推計

aで求めた四半期ごとの総固定資本形成マトリックスの名目値をウェイトとして、基本単位デフレーター（固定資本形成部門）及び建設デフレーターを連鎖統合して求める。

c. 実質化の方法

総固定資本形成の実質化は、制度部門別、住宅・企業設備別の名目額を上記の対応するデフレーターで除する。これを連鎖方式で集計することで表章項目の実質値を得る。

表章項目ごとのデフレーターは項目計の名目値を項目計の実質値で除することによってインプリシットに求める。

（5）輸出（入）

a. 輸出（入）の実質値は、財貨・サービスにおける最下位レベル（約400品目レベル：四半期ごとの『国際収支表』を、財貨についてはコモ法の約400品目レベルの情報で分割、サービスについては基準年情報とともに詳細項目に分割したもの）の四半期名目額をそれに対応する基本単位デフレーター（輸出部門、輸入部門）で実質化した実質値と当該デフレーターを組み合わせて推計する。

また、直接購入を含めた輸出入の実質値については、上記の方法により求めた輸出入（連鎖方式または固定基準年方式の実質値）及びこれに対応するインプリシット・デフレーター、直接購入の実質値及びデフレーターを集計（連鎖方式の場合は連鎖統合）することにより得られる。

b. その他のデフレーター

(a) 非居住者家計の国内での直接購入は『消費者物価指数（全国、帰属家賃を除く総合）』を用いる。

(b) 居住者家計の海外での直接購入は、出国旅行先上位4か国の『消費者物価指数（総合）』を為替レート換算した上で、年毎の出国旅行者をウェイトにして連鎖統合する。

(c) 最終的な輸出（入）デフレーターは、インプリシット・デフレーターとなる。

（6）国内総生産（支出側）

以上によって得られた国内総生産（支出側）の表章項目別に対応する実質値を集計（連鎖方式の場合は連鎖統合）すれば、実質国内総生産（支出側）を得る。それで名目国内

総生産（支出側）を除すことにより、国内総生産（支出側）デフレーターを得る。

4. 国内総生産（生産側）デフレーターと実質値

産業別国内総生産（生産側）の実質化は、産業別の産出額と中間投入額のそれぞれを実質化し、その差額をもって実質国内総生産とするダブルデフレーション方式によって行う。

（1）産業別国内総生産（生産側）の実質化

a. 産出額の実質化

コモ 6 柄生産額（品目ベース）を基本単位デフレーターの生産デフレーターで実質化した後、付加価値 2 柄商品分類に統合する。同様に名目値 2 柄商品分類に統合し、この名目値を実質値で除することによってインプリシット・デフレーターを作成する。

このデフレーターにより名目V表を列の商品ごとにデフレートすることにより、実質V表を作成する。この実質V表を行の産業別に集計すれば産業別実質産出額が得られる。

なお、屑・副産物は基本単位デフレーターで実質化し、主産物V表に上乗せする。

b. 中間投入額の実質化

中間投入額の実質化は、年々のU表を行の商品ごとに対応するコモ 6 柄品目対応中間消費デフレーターでデフレートすることにより行う。実質化された商品ごとの中間投入額を列の産業別に集計することにより、産業別実質中間投入額が得られる。産業別中間投入デフレーターはインプリシット・デフレーターとして求める。

c. a. で求めた産業別実質産出額から、b. で求めた産業別実質中間投入額を差し引くことによって産業別実質国内総生産を求める。

なお固定基準年方式と異なり、加法整合性のない連鎖方式では、以上の加減算を全て前暦年基準の実質値段階で行う。

（2）政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の付加価値の実質化

連鎖方式の場合は本章 3. (1) の「連鎖方式の基本算式について」に示される方法に基づいて実質化を行う。固定基準年方式の場合は、以下のとおり、産出額の実質値から投入額の実質値を差し引くというダブルデフレーション方式で行われる。産出額の実質化は生産額を生産デフレーターで除して求めるが、そこで用いられる生産デフレーターは、中間消費、付加価値をそれぞれ実質化した後求められる投入コスト型デフレーターである。また、投入額を実質化する投入デフレーターは、政府サービスの

産出、対家計民間非営利サービス産出の中間消費デフレーターである。

結果としては、名目付加価値を個別要素ごとにそれぞれのデフレーターで実質化して集計したことと同じとなるが、これは生産デフレーターの作成方法が投入コスト型となっているためである。

(3) 国内総生産（生産側）

(1) で推計する産業別実質国内総生産（生産側）に(2)で推計する政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の実質国内総生産（生産側）を加えたのち、輸入税の実質値を加え、帰属利子及び投資控除の実質値を差し引くことによって全体の実質国内総生産（生産側）が得られる。

輸入税の実質値は、コモ6桁品目に対応する輸入税額をコモ6桁品目対応輸入デフレーターで実質化した後集計したものであり、帰属利子の実質値はコモ6桁品目の「金融」の生産デフレーターで実質化したものである。

なお、固定基準年方式と異なり加法整合性のない連鎖方式では、以上の加減算を全て前暦年基準の実質値段階で行う。

V III 所得支出勘定の推計

1. 所得支出勘定の流れ

所得支出勘定は生産と消費とを結ぶもので、生産の成果(付加価値)がどのように配分・再分配されたかを示す勘定体系である。同時に、制度部門別貯蓄を通じて実物面と金融面とを結ぶ役割も果たす。この勘定は、「所得の発生勘定」、「第1次所得の配分勘定」、「所得の第2次分配勘定」、「現物所得の再分配勘定」、「所得の使用勘定」から構成されている一組の勘定体系である。

「所得の発生勘定」と「第1次所得の配分勘定」は、第1次所得がどのように各制度部門に配分されたかを示している。ここで第1次所得とは、生産過程への参加または生産のために必要な資産の貸与の結果として、取引主体に発生する所得である。金融資産または土地を含む有形非生産資産を生産に使用するために他の取引主体へ貸し付けることによって発生する第1次所得は、財産所得と呼ばれる。

「所得の第2次分配勘定」は、制度部門ごとの第1次所得バランスが、所得・富等に課される経常税、社会負担・現物社会移転以外の社会給付、その他の経常移転（非生命保険（損害保険）純保険料・非生命保険金等）の「現物移転を除く経常移転」の受払いによって、どのように可処分所得に変換されるかを表す勘定である。

「現物所得の再分配勘定」は、可処分所得が、一般政府及び対家計民間非営利団体か

ら家計に現物移転が行われることにより、どのように調整可処分所得に変換されるかを表す勘定である。可処分所得と調整可処分所得は、一般政府・対家計民間非営利団体から家計への現物移転を調整しているか否かの相違で、一国全体としては相殺されて同値である。

「所得の使用勘定」は、このような配分・再配分の結果である可処分所得が消費支出と貯蓄にどのように振り向けられたかを表す勘定である。「可処分所得の使用勘定」と「調整可処分所得の使用勘定」の二つがある。

これら勘定は、原則各制度部門別、四半期別に推計する。ただし、「所得の発生勘定」は一国経済全体（暦年値）のみ作成する。また、非金融法人企業及び金融機関については、民間・公的別の所得支出勘定を付表として作成する。「国民所得・国民可処分所得の分配勘定」は所得支出勘定を組替えて作成する。

2. 所得の発生勘定／第1次所得の配分勘定の推計

(1) 雇用者報酬

下記a. 及びb. に分け推計し、これから『国際収支統計』から推計した海外へ支払われた雇用者報酬を除き、海外から受取った雇用者報酬を加え国民概念で表章する。

a. 賃金・俸給

(a) 現金給与

法人企業の役員や議員等以外の雇用者に対する現金給与であり、農林水産業、公務、その他の産業に分けて推計する。

i. 農林水産業

農家、農家以外の農業企業体、林家、国有林野事業、林家・国有林野事業以外の林業企業体、漁家、漁家以外の漁業企業体の別に、『農業経営統計調査』・『林業経営統計調査』（農林水産省、四半期又は半年ごと）・『漁業経営調査』（農林水産省、月次、四半期ごと又は年次）、『法人企業統計』、『国有林野事業統計書』などから、例えば、農業のうち農業企業体分については一人あたり給与に非農家雇用者数を乗じる方法で推計する。

ii. 公務

国の各会計の決算書、『地方財政統計年報』・『地方公務員給与の実態』などにより政府活動のうち産業分類が公務となるものを把握する。

iii. その他の産業

鉱業、建設業、製造業、卸小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道・熱供給業、サービス業について産業別、四半期別に雇用者数と一緒に

人当たり現金給与額を求め、これらを乗じて現金給与額とする。ここで雇用者数は5年毎の『国勢調査』を基礎に、中間時点を『労働力調査』の動向で補間して求め、一人当たり現金給与額は『毎月勤労統計調査』による。なお『毎月勤労統計調査』の調査対象とならない運輸・通信業の船員については『船員労働統計』(国土交通省、年次)と『事業月報』(社会保険庁)から一人当たり現金給与額、船員数を求め、それを乗じる方法で推計する。

(b) 役員給与

常勤・非常勤を問わず法人企業の役員に対して支払われる給与手当であるが、企業会計上損金処理されるもののみ記録し、利益処分による役員賞与は配当として扱う。

『国勢調査』・『労働力調査』による役員数に、『毎月勤労統計調査』による常用雇用者一人当たり現金給与額と『法人企業統計』から求めた役員と従業員との給与格差を乗じることにより推計する。

(c) 議員歳費等

国会議員の歳費及び地方議會議員の報酬であり、地方公共団体の委員手当も含む。衆参両院の決算書と『地方財政統計年報』から集計する。

(d) 現物給与

自社製品など通貨以外による給与の支払のほか、食事・通勤手当・消費物資の廉価販売等に要した費用であり、雇用者の自己負担分があればこれを除く。

上記現金給与の推計資料のほか、『就労条件総合調査』(厚生労働省、年次)の労働費用調査結果より現金給与に対する現物給与の比率を求めて推計する。

(e) 給与住宅差額家賃

社宅・公務員住宅などに市中家賃より低廉な家賃で入居している場合、その差額を現物給与として雇用者報酬に含めることとし、5年毎の『住宅・土地統計調査』を基礎に中間時点を『家計調査』、『建築動態統計調査』(国土交通省、月次)により補間推計する。

b. 雇主の社会負担

(a) 雇主の現実社会負担

i. 雇主の強制的現実社会負担

政府管掌健康保険のほか、組合管掌健康保険・共済組合・児童手当制度等の社会保障基金に対する雇主の負担金であり、各制度の事業報告書により推計する。なお、

この中には組合管掌健康保険における調整保険料、雇用保険料（雇用安定事業・能力開発事業・雇用福祉事業のいわゆる雇用保険三事業分も含む）も含まれる。

ii. 雇主の自発的現実社会負担

厚生年金基金のほか、石炭鉱業年金基金・労働者退職金共済機構・適格退職年金制度等の年金基金に対する雇主の負担金であり、各制度の事業報告書により推計する。

(b) 雇主の帰属社会負担

i. 退職一時金

退職一時金支給に要した雇主の費用であるが、退職給与引当金は含めず、実際の支給時の支給額を記録する。

民間分については『国税庁統計年報書』（国税庁、年次）より退職所得額を、官公分については国の各会計決算書・『地方財政統計年報』・その他の政府機関の決算書により推計する。

なお、上記で得られた民間分の計数には、雇主から支払われた退職一時金のほかに、年金基金から支給された分も含まれているので、各年金基金の事業報告書等から年金基金から支給された分を推計し、控除する。

ii. 無基金雇用者社会負担

公務員に対する公務災害補償、労災保険適用前の法定補償、損害保険会社による労働者災害補償責任保険、労災保険への上積給付など社会保障基金以外のものへの雇主負担のほかに、財形貯蓄制度に対する奨励金・給付金、団体生命保険等の保険料などの雇主負担分も含まれる。

『就労条件総合調査』・国の決算書・『地方財政統計年報』などにより推計する。

c. 経済活動別雇用者報酬

生産勘定で表章される経済活動別雇用者報酬は、上記 a～b の推計による国内概念の雇用者報酬を、『毎月勤労統計調査』の各経済活動別の現金給与額に国民経済計算「経済活動別雇用者数」を乗じたものの構成比で組み替えたものである。

(2) 営業余剰・混合所得

a. 推計の基本的な考え方

産業別国内総生産推計の一環として求められた経済活動ベースの営業余剰・混合所得（以下「営業余剰等」と略称）を、企業ベースで推計された制度部門別の計数（四半期値）で分割することにより、制度部門別の営業余剰等を推計する。なお、一般政府及び対家計民間非営利団体については、概念上営業余剰等は存在しない。

その方法は、経済活動ベースの営業余剰等をコントロール・トータルとし、制度部門

推計値との差額を各制度部門に配分する。ただし、公的非金融法人、金融機関、家計（個人企業）のうち農林水産業及び持ち家については、生産物接近法による推計と同じとみなし、この調整の対象からあらかじめ除外する。

なお、家計（個人企業）については、個人企業主や家族従業員への労働報酬と営業余剰とが混在しているため、「混合所得」と呼ぶ。ただし、持ち家については、概念上雇用者報酬が存在しないため営業余剰になる。

b. 制度部門別推計

制度部門別営業余剰等は、国内概念により企業ベースで推計する。また、推計部門は非金融法人企業（民間及び公的）、金融機関（同）及び家計（個人企業）とし、四半期別に推計する。

各部門の推計方法は次のとおりである。

(a) 非金融法人企業の推計

民間法人企業については、『四半期別法人企業統計』の営業損益を基礎資料として、四半期別・産業別に推計する。その際に、標本替えによる断層等の調整を行う。また、『四半期別法人企業統計』は企業会計原則に基づいた各企業の会計が集計されているため、『国際収支統計』による在外支店収益の受扱分を調整して国内概念への転換を図るとともに、在庫品評価調整を行い国民経済計算ベースの四半期別・産業別営業余剰を推計する。

公的非金融法人企業については、各決算書から推計する。

(b) 金融機関

民間金融機関分は、業界資料等から生産物接近法において推計される経済活動別の「金融・保険業」の営業余剰から、各決算書から推計する公的金融機関の営業余剰を控除して推計する。

なお、制度部門別の「金融機関」の営業余剰は、経済活動別国内総生産及び要素所得の「金融・保険業」の営業余剰と「帰属利子」の負の営業余剰を合計することにより求める。

(c) 家計（個人企業）

個人企業の営業余剰等は、i. 農林水産業、ii. その他の産業、iii. 持ち家の営業余剰分に分けて推計する。

i. 農林水産業

農業については、『農林業センサス』、『農業構造動態調査』（農林水産省、年次）

より求めた農家戸数に、『農業経営統計調査』による1戸当たり農業所得を乗じる等により推計する。四半期分割は、『農業経営統計調査』の四半期別農業所得をベースに行う。

林業については、『生産林業所得統計』（農林水産省、年次）による生産林業所得に、『木材需給報告』（同）から求めた所有山林形態別素材生産量の個人割合を乗じる等により推計する。四半期分割は、素材の出荷量と価格による四半期パターンで行う。

水産業については、『漁業経営調査』による個人の経営体規模・区分別の経営体数に1企業体当たり所得を乗じる等により推計する。四半期分割は、水産物の水揚量と価格による四半期パターンで行う。

農林水産業の混合所得は、これらを合算し、在庫品評価調整を一括して調整して求める。

ii. その他の産業

その他の産業は、『国勢調査』、『労働力調査』から求めた産業別業主数に、『個人企業経済調査』等から求めた産業別1業主当たり営業利益を乗じる等により四半期別、産業別に推計する。なお、『個人企業経済調査』による営業利益は支払利子が控除されているので、この分を推計加算する等とともに、在庫品評価調整を行って混合所得を推計する。

iii. 持ち家の営業余剰

まず、産業別国内総生産推計の一環として求められる「住宅賃貸業」のうち持ち家分の産出額・中間投入額から持ち家分の付加価値額を求める。次に、「住宅賃貸業」の固定資本減耗、生産・輸入品に課される税を「住宅賃貸業」における産出額に占める持ち家分の比率により、按分する。これらを持ち家分の付加価値額から控除し、持ち家分の要素所得を求める。持ち家の雇用者報酬は概念上存在しないことから、これを持ち家の営業余剰として、家計部門に計上する。

四半期分割は、家計最終消費支出の家賃支出により行う。

(3) 生産・輸入品に課される税・補助金

III 「付加価値法」参照

(4) 財産所得

a. 利子

(a) 非金融法人企業

i. 民間非金融法人企業

(i) 支払

国民経済計算の資産負債残高表における民間非金融法人企業の各負債平均残高

(当該年度末と前年度末の平均残高)に適用利率を掛け合わせることにより、個別金融負債ごとの利息額を推計し、それを合計することで推計する。『四半期別法人企業統計』の全産業合計の支払利息により四半期分割する。

(ii) 受取

民間非金融法人企業の受取利子は、四半期別に受取利子の国民合計値から金融機関と公的非金融法人企業、対家計民間非営利団体及び一般政府の受取利子を控除した残差を、国民経済計算の資産負債残高表のそれぞれの資産残高に、資産の種類ごとに推計した利率を乗じること等により推計したそれぞれの受取利子額の比率で、民間非金融法人企業、家計の間で分割することにより求める。

ii. 公的非金融法人企業

支払受取とも機関別の決算書から積み上げる。四半期は四等分に割り振る。

(b) 金融機関

i. 支払

各機関別決算書から、「預金利息支払」、「借入金利子支払」、「債券利息支払」、「その他支払利子」、「信託利益」及び生保・損保の「利子支払」を集計し、支払総額を推計する。四半期系列は『資金循環統計』から、預金及び債券の負債残高の四半期比率で分制作成する。

ii. 受取

各機関別決算書から「預け金受入利息」、「貸出金利息」、「有価証券利息配金」、「その他受入利息」及び生保・損保の「利子配当支払」を集計し、このうち「有価証券利息・配当金」、「利子・配当支払」については分割・差引き受取利子相当額を推計する。四半期系列は、『資金循環統計』から、貸出金、有価証券などの資産残高の四半期比率で分制作成する。

(c) 一般政府

IV 「1. 一般政府及び政府サービス生産者関連項目の推計」 参照

(d) 家計

i. 支払

(i) 消費者負債利子

金融機関からの借入金支払利子は、各機関の決算書の借入残高に各機関別の平均貸付利率を乗じ推計する。共済組合からの借入金支払利子は、地方公務員組合等の決算報告書からの貸付残高に平均貸付利率を乗じて推計する。四半期分割は、金融機関については四半期別推計を行い、その他機関については、貸付残高の傾向等で分割する。

(ii) 個人企業

① 農林水産業

金融機関毎の決算書を用い、消費者負債利子、持ち家を除いた個人農林水産業の四半期別借入金平均残高と平均借入金利を求め、支払利子を四半期毎に推計する。

② その他産業

『資金循環統計』等を用い、全体の残高を推計し、その数値より当部門以外の残高を差引き当部門の残高の推計を行う。『金融経済統計月報』等を用い、第二地銀と信用金庫の貸出約定平均金利に、ノンバンクの企業向け貸出金利も加味して支払利子率を推計し、残高と金利を乗じ、支払利子を求める。

③ 持ち家（住宅信用利子）

金融機関毎に、四半期別住宅信用平均残高を求めて住宅ローンの平均金利を乗じるか、もしくは年度の住宅信用受取利子を財務諸表や金融機関により求めた上で四半期毎の住宅残高に比例して四半期値を求める。

ii . 受取

i . 民間非金融法人企業の「(ii) 受取」を参照。

(e) 対家計民間非営利団体

i . 支払

①民間金融機関、②公的金融機関、③共済組合貸付経理に分けて個々の支払利子額の推計を行う。決算書からの該当残高の積み上げ計算により借入残高を推計し、次に『日本銀行統計』の貸出約定金利平均等を用いて借入金利を推計し、借入残高に借入金利を乗じ、支払利子推計を行う。

ii . 受取

「各種共済組合の組合員に対する貸出金利息（＝受取利息）」に加えて、当部門への預金利子額（預金残高×預金利率）、債券利子額（債券残高×債券利率）を合計する。

b . 法人企業の分配所得

(a) 配当

株式出資金配当と役員賞与を合計する。

i . 非金融法人企業

(i) 民間非金融法人企業

① 支払

『法人企業統計』（年報）（財務省）の配当金、役員賞与を基礎に、調査時点による法人数の調整を行う。

② 受取

受取は、株式・出資金配当を推計する。

民間非金融法人、家計の2制度部門の株式・出資金配当は、それぞれ国内分と海外からの分を推計し合計する。国内からの受取配当分は「支払総額－海外への支払+海外からの受取－2部門以外の受取額」から導出される残差額を「資産・負債残高表」の株式残高の2部門別の比率を用いて按分する。海外からの受取配当額は「資産・負債残高表」の「直接投資残高」、「対外証券投資残高」の数値を用い按分して推計する。

(ii) 公的非金融法人企業

各決算書より積み上げ計算する。

ii . 金融機関

(i) 支払

各機関別決算書から、配当、役員賞与を集計し推計する。

(ii) 受取

各機関別決算書から「その他利子、配当」から配当受取を集計し、前述の利子に含まれていたもので分離した配当部分を加算する。

iii . 一般政府

(i) 支払は制度部門の性質上ない。

(ii) 受取

IV 「1 . 一般政府及び政府サービス生産者関連項目の推計」参照。

iv . 家計

(i) 支払は制度部門の性質上ない。

(ii) 受取のうち株式・出資金配当は、民間非金融法人企業の受取配当推計の欄参照。
役員賞与の受取は、民間非金融法人企業と民間金融機関の役員賞与の支払を合計したものである。

v . 対家計民間非営利団体

(i) 支払は制度部門の性質上ない。

(ii) 受取は株式・出資金配当を、株式資産額に株式資本配当率（『配当状況調査』（全国証券取引所協議会、年次）、『決算短信集計』（東京証券取引所、年次））を乗じることにより求める。

(b) 準法人企業からの引き出し

i. 公的準法人引き出し

- (i) 支払は各機関別決算書から、該当項目を集計・積み上げる。
- (ii) 受取は全て一般政府となる。

ii. 海外支店収益

- (i) 支払（＝外国法人の在日支店収益）は『国際収支統計』直接投資収益（支払）のうち配当済支店収益から推計し、(4) b (a) ii (i) で求めた支払配当額の比率により民間非金融法人企業と民間金融機関に分割する。
- (ii) 受取（＝国内法人の在外支店収益）は『国際収支統計』直接投資収益（受取）のうち配分済支店収益から推計し、株式などの資産平均残高比率により民間非金融法人企業と民間金融機関に分割する。

c. 海外直接投資に関する再投資収益

支払・受取とも『国際収支統計』の再投資収益の数値（四半期別）を用いる。支払は『国際収支統計』における直接投資残高（地域別・業種別）により民間非金融法人企業と民間金融機関に分割、受取は『資金循環統計』における直接投資残高により民間非金融法人企業と民間金融機関に分割する。

d. 保険契約者に帰属する財産所得

(a) 支払について

各決算書等を用い、生命保険分（年金基金分を含む）、非生命保険分別に保険帰属収益（保険契約者の資産を投資することから生じる所得）を推計し、保険契約者配当を加算して求める。

生命保険会社の基本的な推計式は以下のとおり。

$$\begin{aligned} \text{生命保険帰属収益} = & \{ (\text{利息配当収入} + \text{金銭の信託運用益} + \text{その他運用収入}) \\ & - (\text{賃貸用不動産等減価償却費} + \text{その他運用費用}) \} \times (\text{準備金残高} / \text{運用資産残高}) - \text{財産運用益を源泉とする保険契約者配当} \end{aligned}$$

生命保険分のうち年金基金分の保険帰属収益は、資産別残高（平残）に資産別のインカムゲイン利子率（平残利回り）を使用して推計した財産運用収入から運用費用を控除して求める。

非生命保険会社の基本的な推計式は以下のとおり。

$$\text{非生命保険帰属収益} = \text{利息配当収入} - \text{支払利子} - \text{保険契約者配当}$$

(b) 受取について

支払のうち、生命保険の保険契約者配当、保険帰属収益分は家計に帰属する。非生命保険の保険契約者配当、保険帰属収益分は受取保険料、支払保険金の制度部門

別実数を用い、制度部門別分割を行う。ただし、保険帰属収益のうち責任準備金(うち積立分)の運用収益については全額家計に帰属するものとする。

e. 賃貸料

(a) 非金融法人企業

i. 支払

『法人土地基本調査』(国土交通省、5年ごと)、『固定資産の価格等の概要調書』(総務省、年次)から住宅地、商業地別に借地面積を把握し、家計の支払賃貸料の推計過程から得られる面積あたりの地代（家計が支払った住宅地の土地賃借料を借地面積で除し住宅地の面積あたり賃貸料を把握）を用いて民有地の商業地地代・住宅地地代を推計する。一般政府への支払地代は、一般政府受取分から家計の推計過程において得る家計支払分を控除して推計する。これら民有地の商業地分・住宅地分、一般政府分を合計した土地粗賃貸料から、土地税を控除し、土地純賃貸料を推計する。次に、『国際収支統計』、著作権関連団体から得た特許権等使用料（特許権及び著作権使用料）を土地純賃貸料に加算し賃貸料を推計する。

ii. 受取

全部門の支払土地粗賃貸料合計を全部門の受取土地粗賃貸料合計とする。この合計より、一般政府と対家計民間非営利団体の受取額を控除し、更に土地税を控除して土地純賃貸料を推計する。これに特許権等使用料を加算し、賃貸料を求める。

(b) 金融機関

i. 支払

当所で作成した金融機関の産出額に土地・建物・機械賃貸料の中間投入比率、総賃貸料中土地賃貸料比率を乗じて推計した土地粗賃貸料から土地税を控除して推計する。

ii. 受取

受取賃貸料は、非金融法人企業に含む。

(c) 一般政府

各決算書から推計する。(IV「1. 一般政府及び政府サービス生産者関連項目の推計」参照)

(d) 家計

i. 支払

『住宅・土地統計調査』で推計した持ち家借地戸数に、『全国消費実態調査』(総務省、5年ごと)及び『家計調査』から求めた一世帯当たり地代を乗じて住宅の借

地分地代とその他産業地代を推計する。これに、更に、『田畠価格及び小作料調』(日本不動産研究所、年次)、『農業構造動態調査』から求めた田畠小作料を加えて推計した総額の土地粗賃貸料から、土地税を控除し、支払土地純賃貸料を推計する。

ii. 受取

支払と同様の資料を用いて推計した受取分の土地純賃貸料に、特許権等使用料を加算する。

(e) 対家計民間非営利団体

i. 支払

『民間非営利団体実態調査』の「対家計サービスの消費支出計」の「地代」から推計する。

ii. 受取

『法人土地基本調査』、『固定資産の価格等の概要調書』、『住宅・土地統計調査』から求めた面積、戸数に、家計の支払賃貸料の推計過程から得られる面積あたりの地代を用いて土地粗賃貸料を推計する。これから土地税を控除する。

3. 所得の第2次分配勘定の推計

(1) 所得・富等に課される経常税

従来の直接税であり、「所得に課される税」と「その他の経常税」とからなる。
具体的な内容は以下のとおりである。

①所得に課される税の内訳

中央政府 所得税、法人税、日本銀行納付金

地方政府 道府県民税・市町村民税（所得割、法人割、利子割）

②その他の経常税の内訳

中央政府 自動車重量税の1/2

地方政府 道府県民税・市町村民税（法人均等割、個人均等割）、狩猟者登録税、
入猟税、自動車税の1/2、自動車取得税の1/2、軽自動車税の1/2

(注) 自動車重量税、自動車税、自動車取得税及び軽自動車税については、家計負担分は「所得・富等に課される経常税」、家計以外の負担分は「生産及び輸入品に課される税」となるが、家計負担分とそれ以外の比率の詳細が明らかでないため、便宜的に等分している。

(2) 社会負担

a. 現実社会負担

(a) 強制的社会負担

社会保険給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う社会負担のうち法律等により強制的に支払われるものを指す。

我が国においては、社会保険制度にあたる社会保障基金及び年金基金のうち、民間基金である年金基金に対しては強制的な負担は生じないため、強制的社会負担は、一般政府（社会保障基金）へのみ発生することとなる。

雇主の強制的現実社会負担、雇用者の強制的社会負担からなり、雇主から社会保障基金に直接支払われる分については、まずこの分を雇用者報酬とみなし、つぎに家計が社会保障基金に対して支払ったものとする。雇用者の強制的社会負担は、雇用者がその雇用者報酬の中から社会保障基金に対して支払うものである。

社会保障基金に対する負担額であることから、社会保障基金に格付けられる各制度の決算書・事業報告書を使用して推計することとなる。なお、この中には組合管掌健康保険における調整保険料、雇用保険料（雇用安定事業・能力開発事業・雇用福祉事業のいわゆる雇用保険三事業分も含む）も含まれる。

（b）自発的社会負担

自発的社会負担とは、社会保険制度に対して行う社会負担のうち、民間基金である年金基金へ雇主（及び雇用者）が自発的に行う負担である。

強制的社会負担と同様に、雇主の自発的現実社会負担・雇用者の自発的社会負担からなり、雇主から年金基金に直接支払われる分については、まずこの分を雇用者報酬とみなし、つぎに家計が年金基金に対して支払ったものとする。雇用者の自発的社会負担は、雇用者がその雇用者報酬の中から年金基金に対して支払うものである。

各年金基金別に財務諸表等の報告書を使用して推計することになる。

b. 帰属社会負担

帰属社会負担とは、社会負担のうち雇主が特別の準備を創設することなく無基金で行う負担である。その性質上全額雇主負担となる。

推計方法は本章「2.（1）雇用者報酬」の項参照。

（3）現物社会移転以外の社会給付

a. 現金による社会保障給付

社会保障基金による家計に対する現金による形で支払われる社会保険給付であり、現物社会保障給付を除くすべての社会保障給付からなる。主なものに、老齢年金、失業給付、児童手当等がある。

b. 年金基金による社会給付

年金基金から支払われた給付額である。各基金別に財務諸表等から給付額を推計する。

c. 無基金雇用者社会給付

退職金等の無基金による給付額である。「雇用者報酬・雇主の帰属社会負担」と同額を給付額とする。

d. 社会扶助給付

一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に支払われる扶助金のうち、社会保障給付や無基金雇用者社会給付とならないものである。一般政府分としては生活保護費、交付公債、原爆医療費、遺族等年金などを集計し、対家計民間非営利団体分としては奨学金や医療サービスのほか家計に対するすべての経常的移転支出が含まれる。

(4) その他の経常移転

その他の経常移転とは、所得の第2次分配勘定で扱う経常移転のうち、「所得・富等に課される経常税」、「社会負担及び現物社会移転以外の社会給付」を除く居住者制度単位間、または居住者と非居住者との間のすべての経常移転からなる。その他の経常移転は a. 非生命保険取引、b. 一般政府内の経常移転、c. 経常国際協力、d. 他に分類されない経常移転（その他の経常移転、罰金）に分類される。

a. 非生命保険取引

非生命保険取引は、非生命保険金、非生命純保険料として第2次分配勘定に計上される。

(a) 非生命保険金

損害保険会社の民間損害保険及び自賠責再保険などの公的保険について、各機関の決算書等の資料から機関別、保険種類別に「正味支払保険金+支払備金純増額」の算式で年度ベースの保険金を推計し、火災保険は物件別支払保険金割合、自動車・自賠責保険については車種別支払保険金の割合、その他の保険については各種保険の性格によって各制度部門に分割する。四半期値については、家計以外の各制度部門は四等分して四半期値とする。家計については純保険料の各制度部門合計（四半期値）から家計以外の保険金制度部門計（四半期値）を除いた値とする。

(b) 非生命保険純保険料

上記で推計した年度ベースの保険金を物件別車種別収入保険料の割合で各制度部門に分割する。四半期値については、家計は『家計調査』の火災保険、損害保険支

出の四半期傾向値で分割し、それ以外の制度部門については四等分して四半期値とする。

b. 一般政府内の経常移転

一般政府の内訳部門である中央政府、地方政府及び社会保障基金相互間の経常的移転である。主な項目の例を以下に掲げる。

- | | |
|----------------|------------------------|
| ① 中央政府から地方政府 | 地方交付税交付金、地方譲与税譲与金等 |
| ② 中央政府から社会保障基金 | 厚生保険特別会計、国民年金特別会計への繰入等 |
| ③ 地方政府から中央政府 | 補助費等（国に対するもの） |

c. 経常国際協力

経常国際協力は、異なる政府間、あるいは政府と国際機関との間における現金または現物による経常移転からなる。

これについては、『国際収支統計』にある経常移転収支の無償資金協力、国際機関分担金等の項目からその受払いを推計する。

d. 他に分類されない経常移転

(a) その他の経常移転

その他の経常移転には寄付金、負担金、家計間の仕送・贈与金等、他で表章されないあらゆる経常移転取引が含まれる。

i. 寄付金

寄付金は、非金融法人企業及び金融機関の支払と、対家計民間非営利団体の受取を推計する。基本的には、『税務統計からみた法人企業の実態』（国税庁）の寄付金額をもとに、対家計民間非営利団体向けの比率と経常移転の比率を乗じて推計する。

ii. 負担金

『家計調査』により負担金と信仰費を推計し、これを家計から対家計民間非営利団体への移転とする。

iii. 家計間の仕送・贈与金

家計間の移転として『家計調査』等により仕送金と贈与金を推計し、受払に同額を計上する。

(b) 罰金

全ての制度主体が一般政府に対して支払う罰金と科料である。具体的には、中央政府の過料、没収金、延滞金などの目、地方政府の延滞金、加算金及び科料等が該当する。